

湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画
(第2次改訂)

平成29年3月

湯梨浜町

目次

湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画（第2次改訂）の骨子	1
湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画（第2次改訂）体系図	3

第1章 部落の完全解放の実現

第1節 人権擁護の確立

1 個人情報の保護	4
2 部落差別事象への対応	5
3 人権侵害の救済と擁護	7

第2節 教育・啓発の推進

1 啓発組織の整備・充実	
（1）行政の人権啓発	7
（2）町民組織の人権啓発	8
2 就学前・学校教育における取り組みの推進	
（1）就学前教育における人権保育の推進	9
（2）学校教育における人権教育の推進	10
3 社会教育における取り組みの推進	
（1）社会教育における人権教育の推進	11

第3節 就労・雇用の促進

1 事業所への啓発推進	12
2 就業の促進・安定	12

第4節 産業の振興

1 中小事業所の育成	13
------------	----

第5節 社会福祉の増進

1 文化会館の取り組み	13
-------------	----

第2章 男女共同参画社会の実現

第1節 人権擁護の確立

1 人権侵害の救済と擁護	15
--------------	----

第2節 教育・啓発の推進

1 女性問題の啓発	16
2 就学前・学校教育における取り組みの推進	
（1）男女共同参画の視点に立った就学前教育の推進	16
（2）男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	17
3 社会教育における取り組みの推進	
（1）社会教育における男女共同参画の視点に立った学習の充実	17

第3節 社会参画の推進

1 社会参画の推進	18
2 社会的地位の向上	19

第4節 就労・雇用の促進

1 事業所への啓発推進	19
2 就業の促進・安定	20

第5節 社会福祉の増進	
1 子育て支援と健康保持	20

第3章 障がいのある人の自立と社会参画の実現

第1節 人権擁護の確立	
1 個人情報の保護	23
2 人権侵害の救済と擁護	23
第2節 教育・啓発の推進	
1 障がいのある人の問題の人権啓発	24
2 就学前・学校教育における取り組みの推進	
（1） 就学前教育における特別支援の推進	25
（2） 学校教育における特別支援教育の推進	25
3 社会教育における取り組みの推進	
（1） 社会教育における教育・啓発の推進	26
第3節 社会参画の推進	
1 社会参画の推進	27
第4節 就労・雇用の促進	
1 事業所への啓発推進	28
2 就業の促進・安定	28
第5節 社会福祉の増進	
1 地域福祉の充実	28
第6節 生活環境の改善	
1 住環境の改善	29

第4章 子どもの成長を育む人権保障の実現

第1節 人権擁護の確立	
1 個人情報の保護	31
2 人権侵害の救済と擁護	31
3 いじめ・不登校の解消	32
第2節 社会福祉の増進	
1 子育て支援と健康保持	33

第5章 高齢者の自立と尊厳を守る人権保障の実現

第1節 人権擁護の確立	
1 人権侵害の救済と擁護	35
第2節 教育・啓発の推進	
1 就学前・学校教育における取り組みの推進	
（1） 就学前教育における敬老の心を育てる保育・教育の推進	36
（2） 学校教育における敬老の心を育てる教育の推進	36
2 社会教育における取り組みの推進	
（1） 社会教育における高齢者教育の推進	37

第3節 社会福祉の増進	
1 地域福祉の充実 -----	37
第4節 生活環境の改善	
1 生きがいを育てる環境推進 -----	38

第6章 外国人の人権保障の実現

第1節 人権擁護の確立	
1 人権侵害の救済と擁護 -----	39
第2節 教育・啓発の推進	
1 外国人問題の啓発 -----	39
2 社会教育における取り組みの推進 -----	40
第3節 社会参画の推進	
1 社会参画の推進 -----	41
第4節 就労・雇用の促進	
1 就業の促進・安定 -----	41
第5節 社会福祉の増進	
1 地域福祉の充実 -----	41

第7章 病気にかかわる人の人権保障の実現

第1節 人権擁護の確立	
1 個人情報保護 -----	43
2 人権侵害の救済と擁護 -----	43
第2節 教育・啓発の推進	
1 啓発組織の整備・充実 -----	44
2 感染症等に関する教育の推進 -----	45
3 社会教育における取り組みの推進 -----	46
第3節 就労・雇用の促進	
1 就業の促進・安定 -----	46
2 事業所への啓発推進 -----	46
第4節 社会福祉の増進	
1 地域福祉の充実 -----	47

第8章 性的マイノリティの人権保障の実現

第1節 人権擁護の確立	
1 人権侵害の救済と擁護 -----	49
第2節 教育・啓発の推進	
1 啓発組織の整備・充実 -----	49
2 社会教育における取り組みの推進 -----	50
第3節 就労・雇用の促進	
1 事業所への啓発推進 -----	51

第9章 インターネットによる人権問題の解決の実現

第1節 人権擁護の確立

- 1 個人情報の保護 ----- 52

第2節 教育・啓発の推進

- 1 啓発組織の整備・充実 ----- 52

第10章 身近な差別や新たな人権問題等の解決の実現

第1節 教育・啓発の推進

- 1 様々な人権問題の啓発 ----- 54

- 資料編 ----- 57

注) 町人権意識調査の結果は、四捨五入により小数点以下第一位まで表示しているため、合計が 100.0%にならない場合があります。

湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画（第2次改訂）の骨子

第1 計画策定の趣旨

本町では、「同和対策審議会答申」を踏まえ同和問題の解決をはじめ、あらゆる人権問題の解消を図るため啓発活動を実施してきました。

「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等である」として人権を保障している日本国憲法や世界人権宣言の理念に基づき、お互いの人権が尊重され差別のない明るく住みよいまちづくりのため、昭和62年に旧泊村で「人権尊重の村」宣言が、昭和63年に旧羽合町、旧東郷町で「人権尊重の町」宣言が行われました。

また、旧羽合町、旧東郷町では、部落差別をはじめあらゆる差別をなくするため平成6年9月に「部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を議会可決し、同10月から施行、旧泊村においても平成7年1月に同条例を制定し、条例の具現化を図るために「あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、諸施策を積極的に推進してきました。平成16年10月1日、湯梨浜町の誕生とともに「湯梨浜町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定し、平成19年3月、町民一人一人の人権が保障されるまちづくりの目標と課題を明らかにした総合的施策として「湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画」を策定しました。この計画に基づき、町民が一丸となった人権尊重のまちづくりと、一日も早い部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消、明るく住みよいまちづくりを推進しています。

今日、町民一人一人のご努力をはじめ各種関係機関、団体のご協力により、生活環境をはじめとした地域の実態は一定の成果をみることができました。しかしながら、差別意識が社会に根強く存在している現状から、今なお多くの課題も残されており、社会情勢、各種制度、住民意識の変化に伴う対応と、新たな人権問題への対応が必要になっていることから、この度、「湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画（第2次改訂）」（以下、本計画）を策定します。

なお、本計画は平成28年3月に策定された「第3次湯梨浜町総合計画」と密接に関連し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくするため、生活環境の改善をはじめ、教育・啓発・就労・産業・社会福祉・人権擁護などの課題解決に向けて、総合的に施策を推進するものです。

第2 計画の性格

本計画は、湯梨浜町におけるこれまでの同和対策事業と人権教育推進状況を踏まえ、現状や今後の課題を見きわめながら、様々な人権問題にわたる諸課題の解決のための諸施策を、効果的、効率的に推進することを基本姿勢としています。

第3 計画の基本目標

本計画を実施することによって、町民の生活の安定と福祉の向上を図ります。また、町民相互の連帯と啓発活動を通して、町民一人一人の部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に対する意識の高揚を図り、町全体の人権尊重の機運を高め、「みんなが主役 笑顔あふれる 湯梨浜町」の実現に向けて、次の項目を重点的に取り組みます。

- 1 志をもって 共に学び 明日を拓く まちづくり
- 2 未来を創造する先駆的なまちづくり
- 3 にぎわいと活力あるまちづくり
- 4 安全で住みやすいまちづくり
- 5 共に支え合い笑顔いっぱいのまちづくり
- 6 参画と協働による町民が主役のまちづくり

第4 計画の期間

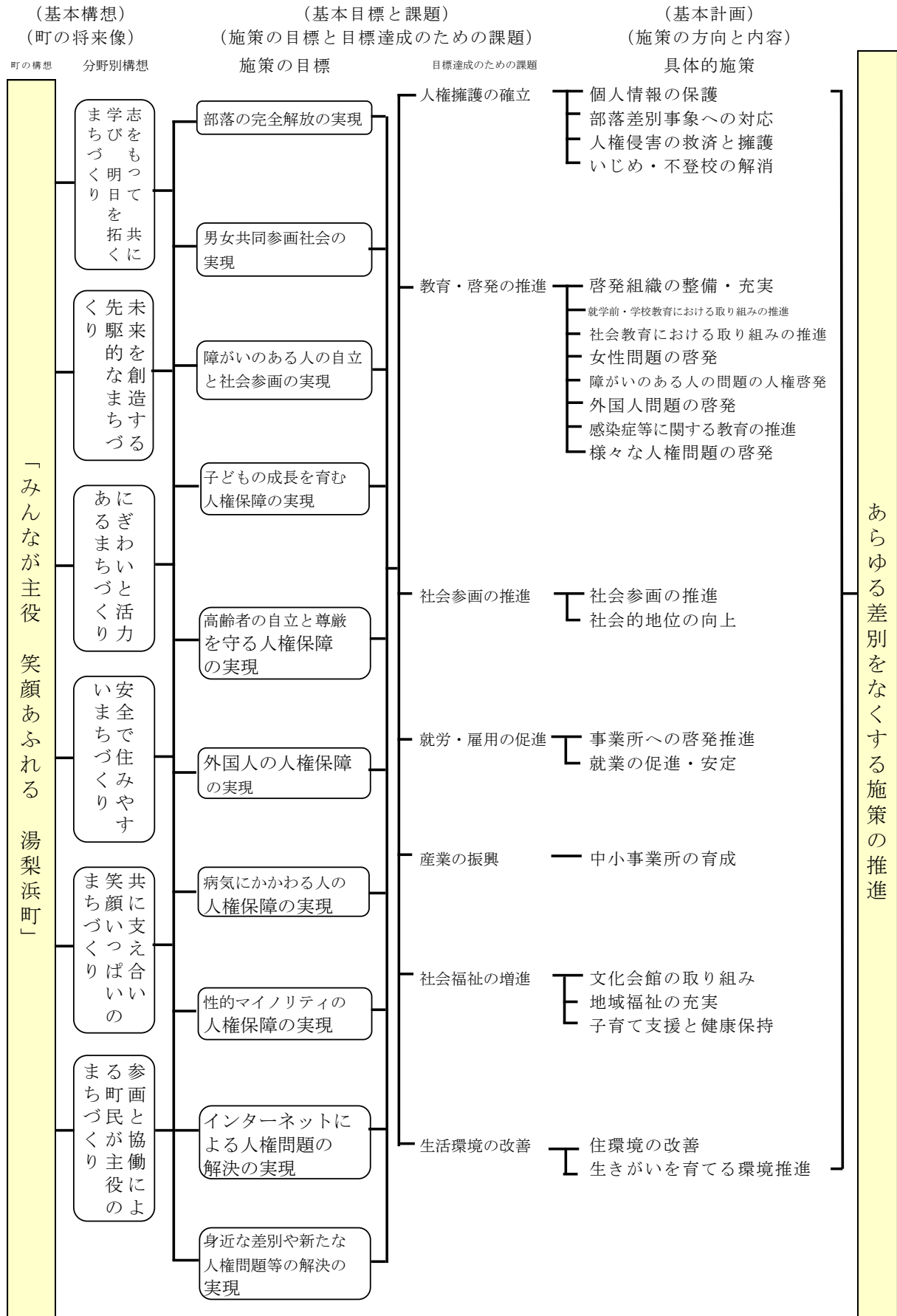
基本構想の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

本計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、湯梨浜町総合計画との整合性を図りながら諸施策を推進するとともに適宜見直しを図ります。

第5 計画推進上の留意事項

- 1 本計画では、21世紀を展望した湯梨浜町の将来像に向かって、今日までの取り組みの成果や今後の課題をもとに、これまでの考え方や事業推進のあり方を見直します。そして、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくする諸施策を、湯梨浜町の重要施策および町民一人一人の課題として、町民の理解を得ながら推進します。
- 2 本計画の推進にあたっては、国・県をはじめとする関係機関・各種団体等と協力し、連携しながら進めます。
- 3 本計画の推進のため、町のあらゆる行政機関が互いに密接な連携を図り、事業を効果的、効率的に実施するよう努めます。
- 4 本計画の諸施策を具体的に実施するため、国・県の補助制度などの積極的な活用を図り、創意工夫しながら施策の推進を図ります。
- 5 人権啓発については、すべての行政機関の責任のもとに推進を図り、「みんなが主役 笑顔あふれる 湯梨浜町」のまちづくりに向けて取り組みます。

湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画（第2次改訂）体系図



第1章 部落の完全解放の実現

第1節 人権擁護の確立

1 個人情報の保護

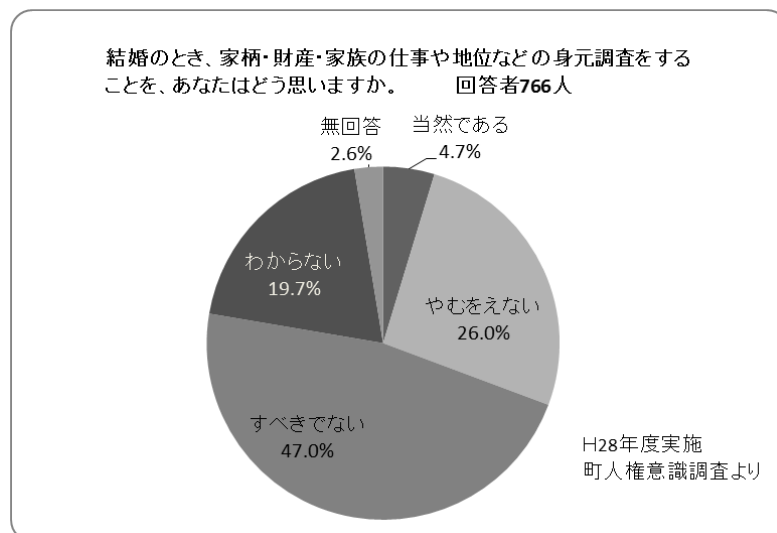
【現状と課題】

同和問題は、日本国憲法が保障している基本的人権に関わる重要な課題です。昭和36年に同和対策審議会が設置され、昭和40年には同和対策審議会答申が出されました。その前文において、「早急な解決こそ、国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識が示されました。その答申に基づく特別措置法により、同和地区における生活環境が改善されるなど、一定の成果をあげることができました。

また、これまでの同和教育による積極的な取り組みを進めた成果として、町民一人一人の人権意識も高まってきたといえます。

しかし、全国では依然として、差別発言、差別落書き、インターネット上での誹謗中傷、身元調査などの差別事象が報告されています。また、行政書士が職権を濫用して、全国の市町村から戸籍謄本等を不正取得し、興信所などに売り渡すという事件が発覚しました。これらの状況を踏まえ、平成20年に戸籍法が改正され、行政書士などの第三者による戸籍謄本等の交付請求における利用目的の明示、不正取得に対する制裁の強化などが定められました。そのため、町では、事前に登録しておけば、その人の住民票の写しなどを代理人または第三者に交付したときに、その事実を登録者本人にお知らせする本人通知制度※の運用を平成25年4月から開始しています。平成27年度中の通知実績はわずかに1件でしたが、この制度があることで不正請求を抑止する効果が期待できることから、引き続き制度の周知に努める必要があります。

一方、多くの町民が人権が重要であると捉えるようになりましたが、町人権意識調査では、身元調査を肯定する考えも3割あることから、差別を見抜く資質の向上と、自他の人権を尊重すること、個人情報の保護について町民への一層の啓発活動が必要です。



【基本方針】

インターネット上での誹謗中傷や、身元調査など、人権侵害につながる行為が現実に行わ

れていることを認識し、町民一人一人が基本的人権の保障を自らの責務として自覚する取り組みを推進します。また、差別を鋭く見抜く力と指導力の向上に努めながら、町民への教育・啓発活動を推進します。

【施策の方向と内容】

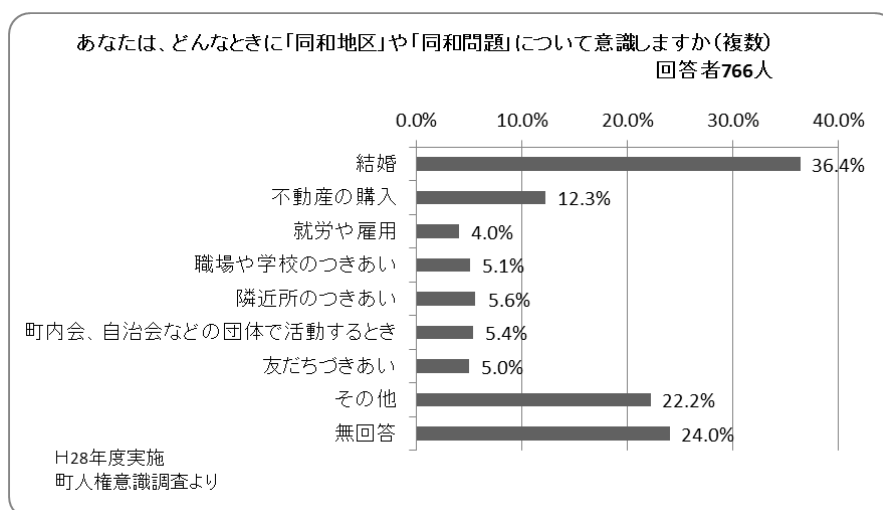
1. 個人情報の保護について調査・研究し、それに関わる基本的人権の侵害の防止に努めます。
2. 人権侵害につながるインターネット上での誹謗中傷、身元調査など現実を踏まえ、その行為の差別性を見抜き、的確な措置と対応ができるよう指導力の向上に努めます。
3. 広報紙をはじめ、様々な媒体を活用しながら、町民への個人情報保護についての周知・啓発に努めます。

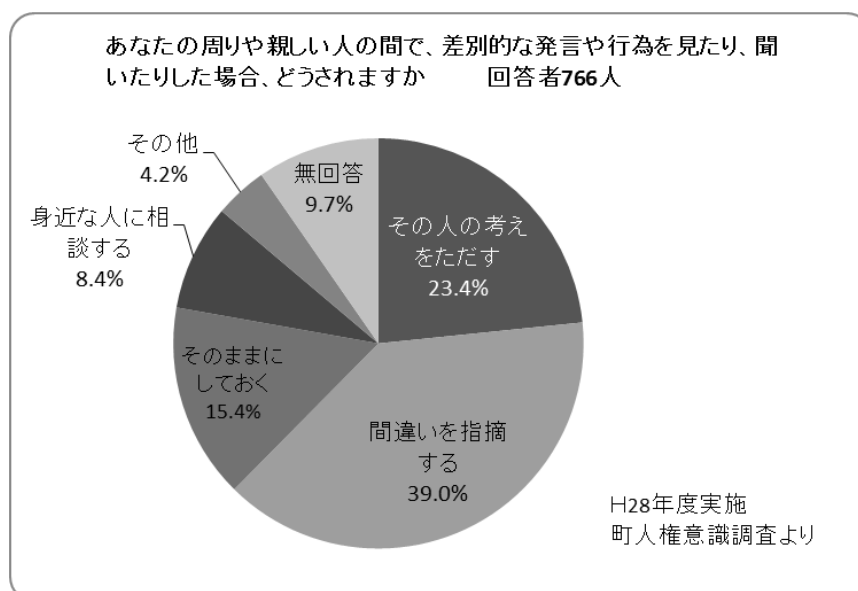
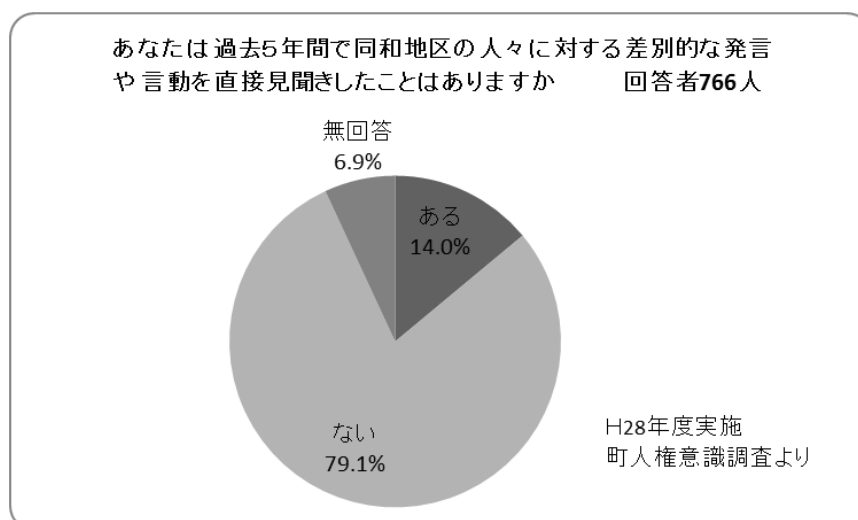
2 部落差別事象への対応

【現状と課題】

県内で発生した差別事象は、同和地区の問い合わせ、差別発言、差別落書きなどが報告されており、近隣の市町においても、差別落書きなどが発生しています。また平成28年7月に実施した町人権意識調査では、「同和地区の人々に対する差別的な発言や行動を直接見聞きしたことはありますか」の問いに「ある」と答えた人は14.0%あります。また、「どんな時に同和問題を意識するか」の問いでは、「結婚を考えるととき」が36.4%（前回31.0%）、次いで「土地や家などの財産を購入するとき」12.3%（前回16.9%）が上位を占めており、結婚と不動産購入に際した差別意識が依然として存在していることが読み取れます。

また、「差別的な発言や行動を見聞きしたときの対応」では、「一応、間違いを指摘する」など、70.8%の人が問題解決に向けた具体的な対応行動をとるとしています。自らの問題として捉え、問題解決に向けた学習及び啓発を推進してきたこれまでの取り組みの成果も表れていると言えますが引き続き、町民が連携して問題解決に取り組む体制づくりに努めなければなりません。





【基本方針】

差別事象が発生した場合は、「部落差別事象への対応方針」に基づき、事実の把握に努め、その要因や背景及び行政課題を明らかにするとともに、関係機関・団体と連携し速やかな対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行います。

【施策の方向と内容】

1. 差別事象が発生した場合は、事象に関係する部署及び機関が主体的にその対応に取り組み、事実関係の正しい把握と人権侵害にあたる事象の核心を明らかにするよう努めます。また、各種相談窓口の連携を強化するなど体制の整備・充実を図ります。
2. 生涯学習・人権推進課は、差別事象の事実関係の把握に努め、その要因と社会的背景を正しく分析し、問題解決への対応方針に基づき、行政全体で具体的な実践活動を推進します。

3. 差別事象は、重大な人権侵害であり社会的問題として厳しく受け止め、関係団体との連携を図り人権擁護の体制づくりを強め、問題解決に向けた町民への啓発活動の充実に努めます。

3 人権侵害の救済と擁護

【現状と課題】

町人権意識調査によると、「人権侵害を受けた経験の有無」についての問いには、「たびたびある」、「たまにある」と答えた人は18.3%であり、その内訳は、「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」が56.4%、次いで「職場での嫌がらせやいじめ」27.9%、「名誉・信用毀損、侮辱」が25.0%、などとなっています。

人権侵害を受けた時の相談先としては、「家族や親戚」66.2%、「友人、同僚」46.3%で、「国や県、市町村の人権相談窓口」「弁護士などの専門家」の人権に関わる専門的な機関等への相談は49.0%でした。

このような現状を踏まえ、人権相談窓口の整備や人権啓発を推進し、被害者の救済と人権擁護の確立に努めなければなりません。

平成28年12月に部落差別の解消の推進に関する法律※が施行されました。改めて、「部落差別は許されない」という国の姿勢が示されており、差別をなくすための教育・啓発、相談体制の充実が求められています。陰湿化、巧妙化する部落差別に対し、町においても適切な対応が求められており、国や県と連携を図りながら、人権擁護の体制強化に努めていかなければなりません。

【基本方針】

部落差別に関わる人権侵害があった場合、差別を受けた人の立場や心情、そして、人権を守ることを第一として、関係機関と連携して問題点を明らかにし、速やかな対応に努めます。また、あらゆる機会を捉えて人権を守ることの必要性を啓発します。

【施策の方向と内容】

1. 人権に関わる相談業務の充実に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら職員の対応能力の向上に努めます。
2. 人権相談業務の内容などについて、町民への周知に努めます。

第2節 教育・啓発の推進

1 啓発組織の整備・充実

(1) 行政の人権啓発

【現状と課題】

部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消は、人権尊重の精神を基調においた平和で平等な社会の確立を目指すもので、本町では、こども園、学校、家庭、地域社会、事業所など、様々な人権問題の解決に向け取り組みを進めてきました。また、すべての町民が人権意識を高め、差別を許さない人権尊重の社会的環境の醸成に努めてきました。

とりわけ、差別の解消に向け、行政職員に課せられた責務は重大であり、職員一人一人がその責務の重大さを自覚し、主体的に職務を遂行することが期待されています。また、行政職員は日々の職務を通じて、地域社会の中で教育・啓発の主体者として、その指導的役割が

果たせる資質の向上を図ることが求められています。

あらゆる差別をなくする取り組みの中で、教育・啓発活動は最も重要です。講演会、学習会あるいは広報活動など、町民の学習機会の保障と拡充を図るために、多様な内容、方法の工夫に努め、量的、質的にも充実させることが必要です。さらに、これからの町民の多様な学習内容に対応するため、指導者の養成と確保を図ることも重要な課題です。

【基本方針】

同和地区住民に対する差別や偏見の解消を目指し、また、これを町民一人一人の生き方や人権意識の高揚につながる活動として発展させるため、行政のそれぞれの分野で人権啓発のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

【施策の方向と内容】

1. 差別をなくするための行政課題を明確にし、人権課題の解決に向けた人権啓発の諸施策を実施します。
2. 啓発活動の充実を図るため、諸施策に対する町民の理解度や取り組みの効果について、町民からの評価などの情報収集に努めます。
3. 部落差別をなくする主体者としての自覚と実践力を高めるため、職員研修の充実に努めます。また、行政職員一人一人が自らの職務を通じて、地域社会で人権啓発の指導的役割が果たせる資質と指導力の向上に努めます。

（２）町民組織の人権啓発

【現状と課題】

本町では、町人権教育推進協議会を中心に関係諸団体が、それぞれの分野で人権感覚を高め、差別を許さないという意識の醸成に努め、すべての人々の人権が尊重される社会を目指して、教育・啓発活動を展開しています。また、各地区人権教育推進協議会、各地区公民館等関係機関の推進活動によって、町民の理解は以前と比べるとかなり深まってきました。しかし、町が実施した町人権意識調査においても部落差別に関する発言事象が発生している現状があり、日本国憲法に保障された基本的人権が尊重されているとは言えません。

同和教育は、同和問題の解決を基本課題としながら、その手法などは今求められている人権教育の取り組みに生かされています。今後の同和問題解決に向けて、町人権教育推進協議会の充実はもとより、組織活動の見直しなどと合わせて、行政、地域、学校等がより一層連携を強化し、啓発手法や教材の開発などの研究実践と多様な啓発活動を行うことが求められています。

さらに、次代を担う指導者・推進者の育成が急務であり、町民参加のもとで「人権」という普遍的文化に満ちあふれた社会を目指していく必要があります。

また、町民に対する啓発活動は、ゆりはま人権セミナー、人権教育推進大会、人権教育町民のつどい、人権教育座談会など、各地区や各種機関、団体等において取り組まれています。より多くの町民の参加促進のため、各関係団体などの活動を通じて、社会的責任の自覚の高揚と主体的な教育・啓発活動を促進するとともに、啓発資料や情報を積極的に提供しながら、町民全体の問題として、より充実した取り組みとなるよう努力する必要があります。

【基本方針】

町内の人権教育推進組織、団体、事業所などと連携し、町民一人一人がこの問題をわがこととして捉え、自らの人権意識を高揚させる啓発活動を積極的に推進します。

【施策の方向と内容】

1. 町民の同和問題に対する意識の実態を把握し、教育・啓発の成果と課題を明確にして、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて施策の推進に努めます。
2. 行政及び関係機関との連携を図りながら、多様な学習方法に対応できる啓発資料の発刊や視聴覚教材の整備など情報提供の充実に努めます。

2 就学前・学校教育における取り組みの推進

（１）就学前教育における人権保育の推進

【現状と課題】

本町では、乳幼児の心身の健全な成長発達を図り、基本的人権尊重の精神を踏まえた人格形成を目指す基本理念に基づき、各保育所・認定こども園で独自に保育・教育目標を定め、人権保育を推進しています。

同和保育に取り組んで30年以上が経過し、保育士が部落差別の現実について正しく認識するとともに現存する差別の実態を的確に把握し、その解決に向けた保育・教育実践の推進が図られてきました。年齢別研究会では、研究テーマを決め、年齢に応じた適切な指導の在り方を研究しています。また、公開保育研究会や県内外の人権保育の研究会に参加し、保育士や保育教諭の指導力や資質向上に努めています。今後一層、保育・教育内容の充実に図り、すべての乳幼児の全面的な成長発達を保障し、差別を許さない感性と実践力を身に付けた人間を育成する基礎教育に努める必要があります。

また、近年、子どもたちを取り巻く地域、家庭の環境が大きく変化し、親の育児能力の低下や育児不安から子どもたちの人権が侵されている事例も見られます。保護者の悩みを受けとめ、共有し、子ども一人一人の全面的な発達を保障していくためには保育・教育環境の整備充実や職員体制の充実が必要です。

子どもの人権感覚を育てるうえで、大人の人権意識は重大な影響を与えます。すべての保育所、認定こども園において、保護者の人権意識の高揚と啓発活動をより積極的に推進する必要があります。

【基本方針】

乳幼児の保育・教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、すべての乳幼児の心身の全面的な発達を図り、差別に負けない、差別を許さない感性と差別をなくする実践力を身に付けた人間の基礎づくりに努めます。

仲間づくりや命の大切さに気づく保育と基本的な生活リズムの習慣づけを家庭との連携を図りながら身に付けることができるよう努めます。

【施策の方向と内容】

1. すべての子どもたちの成長発達を保障し、あらゆる差別をなくする人間的資質を育成するため、地域や保育所、認定こども園の実態に応じた保育・教育環境を整備します。そして、差別に負けない、差別を許さない感性と実践力を身につけた人間を育成する基

礎教育に努め、差別に立ち向かい自らの進路を切り拓く力に具体的につながる保育・教育実践を推進します。

2. 乳幼児の生活全般にわたり、発達段階に即したきめ細かな保育を行うとともに、保護者や地域の保育課題を的確に把握し、その課題解決に向けた保育・教育実践を進めていきます。そのためには、家庭・地域・学校・関係機関との連携をさらに深め、職員の資質向上を図るとともに、保護者に対する子育て支援の充実を図ります。
3. すべての保育士等が部落差別の現実に深く学び、自らの社会的立場の自覚を深めるとともにその責務を自覚して保育・教育実践に努めるため、研修会などの機会を設定するなど職員研修を実施します。
4. 保護者対象の人権学習や啓発活動をより一層推進します。

（２）学校教育における人権教育の推進

【現状と課題】

本町の各学校においては、各校の推進計画により学校教育全体の中で人権教育を推進しています。また、授業研究、事例研究、学習公開など、校内研究会を実施し、部落差別をはじめ、障がい者、外国人、性的マイノリティへの偏見や差別問題、いじめ問題に係る指導内容、方法の充実を図っています。

そして、社会的立場の自覚を深める学習の充実、小・中連携による児童・生徒の育成を重視しています。

一方、教職員研修は、県、町、学校において開催しています。県では学校教育研究協議会、人権教育主任研究協議会（東部・中部・西部）、県人権保育研究会を組織して研修機会の充実に努めています。学校においては、校内研究会や現地研修を計画的に実施するとともに、行政や関係機関等主催の自主研修で同和問題に対する認識を深め、指導力や資質の向上に努めています。今後、一層これらの研修の内容を充実するとともに、学校、保育所、認定こども園、関係機関、団体等との連携を深め、改めて地域一体の人権教育の推進を展開していくことが重要です。

町内の全校では、保護者に対して人権教育の視点に立った学習を公開し、研修会、講演会や懇談会を実施するなど積極的に幅を広げた啓発が進められています。また、PTA組織として人権教育推進部が設置され、学校と連携しPTA会員研修や啓発紙などで家庭、地域の啓発活動を行っています。しかし、懇談会などの参加者の固定化や学習内容の形骸化が指摘されています。

したがって、保護者啓発の内容の充実と方法の工夫改善を図り、PTA人権教育推進部を活性化し、会員の研修機会の拡充と啓発活動の内容を充実していく必要があります。

【基本方針】

児童・生徒が、将来社会に進出して自立した人材となるための学力や、基本的生活習慣を確立するため、学校の教育力を一層高めるとともに、家庭、地域の連携を図り、すべての児童・生徒が主体的に差別の解消に取り組む実践力の育成に努めます。

【施策の方向と内容】

1. すべての児童・生徒の学力および生活実態を把握し、学校、家庭、地域でそれぞれ取り組む課題を明確にして、自らが希望する進路を実現するための学力を定着させる研究

実践を推進していきます。

2. 部落差別の現実深く学び、教職員としての自らの社会的立場を自覚し、部落問題の解決を自らの責務として研究実践するため、自らの人権教育観の一層の確立と指導力の向上を図ります。また、学校間の連携を図りながら具体的な課題解決に向けて、授業研究、事例研究などの教職員の研修の充実を図ります。
3. 人権教育の公開授業や懇談会を積極的に実施するとともに、現地研修や交流会を実施するなど、保護者啓発の内容・方法の改善を進めます。また、PTA人権教育推進部の活動を活性化し、会員の研修機会の拡充を図り、指導者の育成に努めます。
4. 性教育・障がいに関わる教育・環境教育・多文化理解教育など、人権に関わる新たな教育課題に対応する教育を人権尊重の視点に立って進めます。

3 社会教育における取り組みの推進

(1) 社会教育における人権教育の推進

【現状と課題】

同和地区においては、文化会館、児童館などで子どもから高齢者まで様々な学習活動に取り組んでいます。

しかし、生涯学習各期における同和教育の位置付けと関連性が明確でない面もあり、住民への情報提供や学習相談活動、人材育成など学習システムの充実が望まれます。町民への啓発活動としては、人権教育町民のつどい、人権教育推進大会、人権教育座談会、部落座談会などに取り組んでいます。参加者の固定化や取り組み方法の形骸化などの課題があります。差別は、町民の日常生活の中に存在しており、町民一人一人が日常の中で人権を尊重し、差別を克服するための啓発活動が重要です。そのためには、多様な方法、内容での啓発、地域での指導者、推進者の育成と確保、学習教材・資料の提供など、推進組織や団体への指導援助が重要です。

各公民館においては、住民の生涯学習の中核となる社会教育施設として、町民の共通課題である人権教育推進に果たす役割は重要であり、さらに団体などの自主的活動の促進や学習機会の充実、学習内容・方法の充実、指導者の育成など、機能の強化が求められています。

【基本方針】

社会教育における人権教育を活性化するため、社会教育関係団体の役割や機能、相互連携の強化に努めるとともに、町民の学習活動の一層の充実に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 行政や社会教育施設が、人権教育に係る学習機会や情報を提供するとともに、指導者育成など学習支援体制を充実させ、町民の生活に直結した多様な学習や啓発活動を推進します。
2. 地域・各団体や機関での各種の研修会を充実するため、行政及び生涯学習関連施設において、同和問題をはじめ人権問題に深い認識と実践力のある指導者の発掘と養成、確保に努めます。
3. 社会教育施設の職員は、生涯学習を推進する中で同和問題の解決に向けての責務を有すると自覚し、指導者としての資質と指導力の向上のため、計画的に職員研修を実施します。

4. 人権問題の学習を支援するため、必要な図書の充実、視聴覚教材、機器の整備に努めるとともに、各種の研修会や多様な学習方法に対応するため、啓発資料及び教材の作成に努めます。

第3節 就労・雇用の促進

1 事業所への啓発推進

【現状と課題】

事業所の啓発活動の推進は、同和問題をはじめあらゆる差別をなくするために、関係者の大きな期待を担っています。事業所の社会的責任を自覚し、問題の解決を自らの課題と捉えて、積極的な啓発活動が望まれます。

また、公正な選考採用の必要性を認識するとともに、事業所内における人と人の和を大切に、楽しく安心して働くことのできる職場づくりを目指して、一層の人権教育推進の充実が必要です。

【基本方針】

事業所の問題解決における社会的責任として、事業所内における人権尊重の確立に向けての主体的、自主的な活動の推進並びに、求職者の適性と能力を基本とする公正な選考及び採用の促進についての啓発に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 事業主及び事業所の人権啓発推進員を中心とした、公平・公正な就職の機会均等の確保に向けた事業所内の取り組みを積極的に推進します。
2. 各種大会、研修会などにも積極的に参加し、人権問題に係る研修を深め、働きやすく、明るい職場づくりに努めます。

2 就業の促進・安定

【現状と課題】

近年、安定した仕事に従事する人が増加の傾向にありますが、経済情勢の影響を受けやすい建設業への就労率が高いという特徴も見られます。

あらゆる面での生活向上のために、安定就労の促進と確保を図るとともに、就職後の相談なども充実させながら経済的な生活基盤の確立を図る必要があります。

【基本方針】

同和地区住民の生活基盤の安定向上を図るため、事業所内に人権啓発推進員の設置を促進するとともに、教育機関、公共職業安定所などの関係機関との連携により、職業の安定を積極的に推進します。

【施策の方向と内容】

1. 関係機関との連携により、職業訓練、技能取得等の職業能力開発への推進など指導の充実を図り、就職の促進に努めます。
2. 就職時における履歴書を統一様式にするなど関係機関と連携しながら改善に努めます。

第4節 産業の振興

1 中小事業所の育成

【現状と課題】

同和地区の事業所育成は、安定した経営基盤や雇用の拡大に大きな効果を生むことが期待できますが、土木、建設業が主なもので、様々な分野での事業所活動は今後の課題です。

【基本方針】

安定した経営基盤確立のため、中小企業小口融資制度の活用を促進し、経営規模の拡大を図りながら、雇用の促進を図り、中小事業所勤務者の生活の安定と各種共済制度等への加入により労働者福祉の向上に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 中小事業所勤務者の生活安定を図るため、各種共済制度等の加入促進を図り、労働者福祉の向上に努めます。
2. 事業所の経営安定のため、各種金融対策の活用などにより企業経営の支援に努めます。

第5節 社会福祉の増進

1 文化会館の取り組み

【現状と課題】

文化会館は、基本的人権尊重の精神および同和対策審議会答申の趣旨に照らし合わせ、同和地区に対しての生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉、保健衛生などを総合的に行うとともに、国民的課題としての同和問題に対する理解を深めるための活動を展開し、地区住民の社会的、経済的、及び文化的向上を図り、同和問題の速やかな解決に役立てることを目的に昭和52年、旧東郷町で社会福祉施設の一つとして設置されました。生活・職業に関する相談事業や高齢者への対応、劣悪な生活環境の改善に重点が置かれ、今日の地域づくりに欠かすことのできない役割を果たしてきました。

旧羽合町では、集会所「浜地区会館」を整備し、子どもから高齢者まで様々な学習活動に取り組んできました。

現在、文化会館では、多様化する住民ニーズに対応するため、各種の相談事業をはじめ、社会福祉の増進、産業の振興、就労の安定、保育・教育の充実を図り、人権意識の高揚に関する事業を推進し、生活文化の向上に努めています。

これらの事業は、同和地区住民の意識改革を促進し、個人の生活向上や人格形成に大きく貢献してきました。

町民の意識の中には、「自分は差別をしていない」という意識や、被差別の立場に泣き寝入りを強いる「寝た子を起こすな」という考え（差別意識）が根強く存在しています。部落差別は社会問題であり、一人一人が同和問題の学習を通して自らの差別意識から解放されていくことが大切です。それには、現存する課題や新たな課題に対しても的確に対応し、周辺地域を含めた人権啓発活動や学習活動を積極的に推進していく必要があります。

【基本方針】

文化会館は、同和問題の解決を図るための拠点施設でしたが、今後は、地域の総合機能を持つ、周辺地域を含むコミュニティーセンターとして、各種の相談事業や教養文化事業の推

進、人権啓発、住民交流を図るための機能の充実に努めます。

また、児童館は、児童の健全な発達を図り、住民の交流と学習を促進する施設としての有効活用に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 文化会館は、同和問題の速やかな解決に資する役割を担うとともに、周辺地域も含めたコミュニティーセンターとして、地域福祉のネットワークづくり、共に生きる地域社会の実現、福祉と人権のまちづくりの拠点となるようその機能の一層の充実に努めます。
2. 地域における生活改善を進め、経済的基盤確立への啓発に努めるとともに、具体的な課題解決に向けて行政施策の効率的な推進に努めます。
3. 文化会館、児童館における地区住民の学習活動や文化活動の機会の充実に努めるとともに、社会参加能力の開発を促進し、自立意欲の高揚と生活文化の向上を図ります。
4. 文化会館、児童館における子ども会活動や学習会などの活動を通して、自らの社会的立場の自覚を深め、解放への力の育成に向けて努力します。
5. 地域の歴史や文化の伝承をはじめ、差別との闘いや人間らしく生き抜いてきた人たちの生きざまなどを伝える学習活動を通して、子どもたちの解放への意欲を喚起するとともに、高齢者の生きがい対策の充実に努めます。
6. 住民の課題解決のための相談活動の充実に努めます。

※本人通知制度……町に住民登録や本籍のある方が事前に登録しておけば、その方の住民票の写しなどを代理人又は第三者に交付したときに、その事実を登録者本人にお知らせする制度です。制度の導入により、不正請求が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑止する効果が期待できます。

※部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）……部落差別は許されないものであるとの認識のもと、平成28年12月16日に公布・施行となりました。法律では、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指したもので、国及び地方公共団体に対し、部落差別の解消に関する施策として相談体制の充実や教育啓発の推進を求めています。

第2章 男女共同参画社会の実現

第1節 人権擁護の確立

1 人権侵害の救済と擁護

【現状と課題】

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的または社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文化しています（第24条）。しかし、現実には、従来の固定的性別役割分担※意識が依然として根強く残っていることから、社会生活のさまざまな場面において、女性が不利益を受ける場面が少なくありません。また、性犯罪や売買春、女性に対するセクシュアル・ハラスメント※（以下、セクハラ）、ストーカー行為※等の社会的問題など、真に男女共同参画社会が実現されているとは言えません。さらに、女性の性差別につながるような刊行物や図書も後を絶たず、ドメスティック・バイオレンス※（以下、DV）等の人権侵害の増加が社会的な課題となっています。

このような状況を踏まえ、国では平成11年に「男女共同参画社会基本法」を、平成12年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されました。

県では、平成12年に制定された「鳥取県男女共同参画推進条例」により、男女共同参画に関する県民の苦情や不服を処理する男女共同参画推進員の設置や審議会等における女性委員の登用を推進するなど、女性の人権をはじめとする女性を取り巻く問題の解決に向けた取り組みを行ってきました。また、平成28年に策定した「第4次鳥取県男女共同参画計画」では、男女が共に活躍できる環境づくり、安全・安心に暮らせる社会づくり、男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりの3つを基本テーマに据えています。

本町においても、平成18年3月に「ゆりはま男女共同参画プラン」を策定、平成21年には「湯梨浜町男女共同参画条例」を制定しました。また、平成26年には「第3次ゆりはま男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

このプランや条例に基づき、役場内における課題や問題意識等の共有を図り、問題解決につなげるための行政推進会議を設置しているほか、本町においては、11月第3金曜日を「ゆりはま家族の日」と定め、家族のきずなを深める運動を展開するなどの取り組みを行っています。今後も、男性も女性も、高齢者も若者も、家庭、職場、地域、学校など、あらゆる場面において、性別にとらわれることなく、いきいきと豊かに暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に向けて、町民・事業者・行政が協働しながら計画的に施策を推進するとともに、意識の改革を行っていく必要があります。

【基本方針】

「湯梨浜町男女共同参画条例」、「第3次ゆりはま男女共同参画プラン」を基本として、啓発や教育を進め、職場、家庭、地域における男女共同参画を推進します。

男女間の暴力には精神的暴力や身体的暴力のほか、経済的暴力、性的暴力、社会的隔離なども含まれます。これらは重大な人権侵害であり、特に、女性が被害者となることが多いという実態があります。男女間の暴力の根絶に向け、被害者が話しやすい相談体制の充実に努めるとともに、積極的かつ厳正な対応をしていきます。

また、女性が直面するさまざまな課題に対する取り組みを推進するとともに、男女共同参画について、男性にとっての必要性の認識、子どもの頃からの理解の推進を図ります。

さらに、障がい者、高齢者を含む全ての人が安心して暮らせる社会づくりを目指します。

【施策の方向と内容】

1. 「湯梨浜町男女共同参画条例」、「第3次ゆりはま男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ計画的に推進します。
2. 湯梨浜町男女共同参画行政推進会議を設置し、庁舎内における課題や問題意識等の共有を図り、問題解決に向けて横断的に取り組みます。
3. 職員研修の充実を図り、男女共同参画に対する理解を深め、あらゆる分野での男女共同参画社会実現に向けた意識の高揚と指導力の向上に努めます。
4. セクハラに関する研修の場を設けるとともに、被害者が訴えやすい相談体制と活動の充実に努めるとともに、地域や職場での差別的な扱いを放置しないよう指導体制の確立に努めます。
5. 性や暴力表現を扱ったマスメディアから青少年を守る対策の推進、あるいはマスメディアの自主的な規制を求める要請行動などを検討します。

第2節 教育・啓発の推進

1 女性問題の啓発

【現状と課題】

わが国は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」に昭和60年に批准し、男女平等と女性の地位向上に向けての取り組みが進んできています。しかし、家事育児、介護などの労働は、女性の役割や責任であるとする社会通念や習慣がいまだ残っており、女性の能力発揮や主体的な行動を阻害する要因となっています。

一方で、県内女性の就職率は他県に比べて高く、仕事をしながら家庭でも家事、育児、介護等の大部分を担うなど、女性に負担が偏っている状況にあります。今後、家庭、地域、職場における男女の固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画の意識を確立しながら、豊かな社会を実現することが必要です。

【基本方針】

町民一人一人がお互いの性についての認識を深め、尊重することで、男女共同参画の意識の醸成を図り、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を推進します。

【施策の方向と内容】

男女共同参画の実現に向けた教育や施策を推進し、関係する情報の収集と資料提供を行いながら、啓発活動を推進します。また、女性リーダーの育成や人材の確保に努めます。

2 就学前・学校教育における取り組みの推進

（1）男女共同参画の視点に立った就学前教育の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の必要性は徐々に浸透してきていますが、いまだに女性は家事と育児、男性は仕事という性別役割分担意識が社会に根強く存在しており、その意識は子どもたちの

育ちに大きな影響を及ぼしています。男女の違いについては、育ってきた環境や文化によって「女性は女性らしく」「男性は男性らしく」という価値観がつくられ、可能性や選択肢が制限されてしまうこともあります。

就学前教育において、性別という視点のみで子どもを見るのではなく、子ども一人一人の個性と人格に目を向けながら、男女共同参画の視点に立った保育・教育を推進していく必要があります。

【基本方針】

一人一人の子どもの個性と人格に目を向ける保育・教育の推進を通して、互いに尊重し合い、助け合いながら、共に活動できる男女共同参画の精神を培った子どもの育成に努めます。

【施策の方向と内容】

互いを尊重し合い、支え合い励まし合う仲間づくりを推進するとともに、女性も男性も一緒に子育ての責任を担うという視点に立ち、保護者会などを通じて意識変革を目指す啓発活動を積極的に推進します。

（2）男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

【現状と課題】

学校教育においては、性教育をはじめ、男女の違いなどを人権の視点で指導し、技術・家庭科の男女履修をはじめ、各教科・領域の中で、男女共同参画社会を創造するための、体系的な指導計画の作成と、指導内容や方法の工夫改善に努めています。

【基本方針】

男女共同参画社会の実現に向けて、個性を持った一人の人間として尊重し合い、一人一人が能力や個性を十分に発揮できるよう指導の充実を図ります。

【施策の方向と内容】

1. 学校の教育活動の中で、性の理解と人権を尊重する教育の充実を図ります。男女の精神的、身体的な違いを正しく理解し、それぞれの特性に応じた役割や互いの命の大切さを認識することで、個性のある人間として尊重し合い、行動することのできる児童・生徒の育成に努めます。
2. 男女共同参画社会の実現に向けて、教職員自らがその責務を自覚し、具体的実践を通して資質と指導力の向上に努めます。

3 社会教育における取り組みの推進

（1）社会教育における男女共同参画の視点に立った学習の充実

【現状と課題】

男性も女性も、高齢者も若者も、すべての人が社会のあらゆる分野において、いきいきと活躍できることは、人権の確立という理念からも、最も優先されるべきことです。しかし、性別による固定的な役割分担の意識が、いまだ根強く残っているのが現状です。

本町では、湯梨浜町男女共同参画推進会議を設けるとともに、研修会、男女共同参画フォーラムなどを積極的に実施し、男女共同参画に対する学習に取り組んでいます。

しかし、男女共同参画を女性の問題と捉える男性も多く、今後は、男性への啓発をより充実し、男女共同参画の理解を広げることが必要です。

【基本方針】

町民一人一人が男女の区別なく尊重し合い、男女共同参画の意識を確立するため、性別に関わらず、それぞれに抱える問題の解決へ向けた啓発活動を推進します。

【施策の方向と内容】

1. 各分野における男女共同参画に向けた取り組みの進捗状況など、男女共同参画の推進に必要な情報を積極的に収集するとともに、その提供に努めます。
2. 男女共同参画に対する住民意識を高め、さらに理解を深めるための啓発・広報活動を推進するとともに、学習機会の提供に努めます。

第3節 社会参画の推進

1 社会参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現は、男性も女性もすべての個人が喜びや責任を分かち合い、その能力・個性を十分発揮することができる社会を目標にするものです。

しかし、自治体、企業、団体などの意思決定の場への女性の参画は十分に進んでいるとは言えません。本町においても、女性消防隊や女性消防団員が活動していることや、女性区長誕生など、徐々に改善が進んでいる点もありますが、議会や各種委員会、審議会等への女性登用率などは、依然として低い割合で推移しています。

そのため、ポジティブ・アクション※の推進などを行い、積極的に女性の社会参画を推進していく必要があります。

【基本方針】

女性の社会参画を積極的に促進するため、関係機関・団体等と連携をとりながら問題点の改善を図り、地域全体の理解と協力が得られるよう啓発活動の充実に努めます。

【施策の方向と内容】

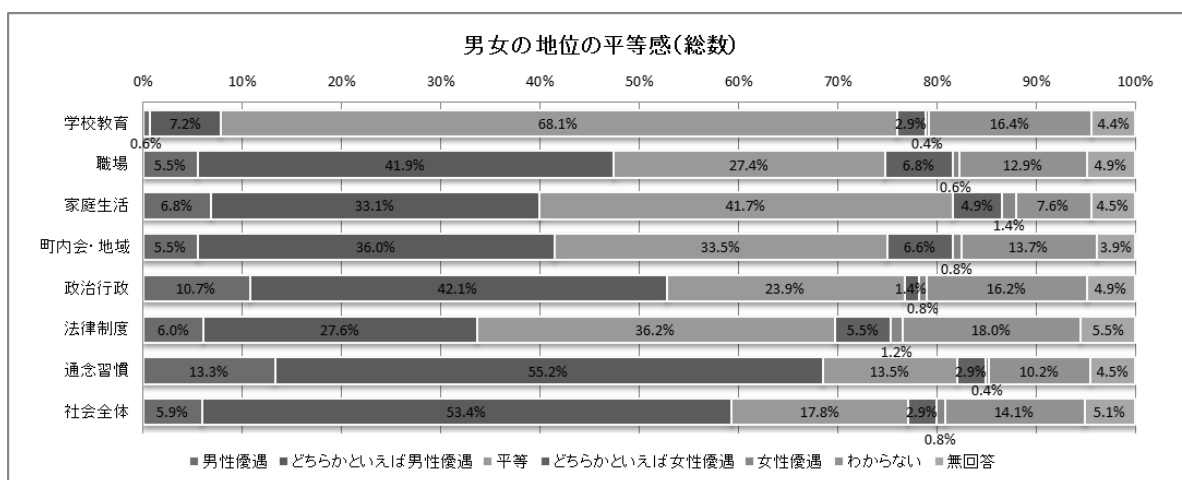
1. あらゆる分野に女性の意見を反映させるため、各種委員会や審議会等への女性の登用について数値目標を掲げるなど、積極的に取り組みを推進します。
2. 今日の選択的夫婦別姓の議論を踏まえながら、性別によって偏りのある制度や慣行の見直しを図り、その改善のための啓発活動を推進します。
3. 地区での活動、PTA・子ども会活動、女性団体の活動、防災、防犯、災害復旧活動など様々なボランティア活動などへの女性の参画促進に努めます。
4. 各種女性団体・グループの育成と支援を図り、幅広く女性の地域・社会活動への参画を促進します。

2 社会的地位の向上

【現状と課題】

近年、人権意識の高まりの中で、女性の地位の向上が徐々に図られ、男女平等への意識醸成が進んでいると言われています。しかし、職場や家庭、あるいは地域社会の中で、女性の進出を阻む社会通念や習慣がいまだに残っており、女性の能力発揮や主体的な行動を阻害する要因となっています。

本町で平成25年に実施した男女共同参画町民意識調査において、男女の地位について調査した結果、「学校教育」においては68.1%の人が平等であると答えている一方で、「通年習慣」では68.5%、「政治行政」では52.8%の人が男性の方が優遇されていると答えており、平成20年に実施した町民意識調査（通年習慣：73.4%、政治行政59.0%）より改善の傾向は見られるものの、依然として高い割合になっています。



平成25年度実施 男女共同参画町民意識調査より

【基本方針】

女性差別につながる偏見を正し、因習や慣行などの改善を図りながら、女性も男性も、男女共同参画社会の中で共に責任を担う意識づくりを進めます。また、農業、漁業、自営業をはじめとするあらゆる分野での女性の地位向上に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 地域や職場、家庭などにおける社会通念や慣行・制度の見直しと、その改善を図りながら、各種学習会・研修会で男性を含めた意識の改革を推進します。
2. 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った行政・事業所の雇用管理の促進、女性の職域拡大、管理職への登用促進について啓発します。
3. 公民館など女性活動を支援する拠点施設との連携を図りながら、女性リーダーの養成を積極的に推進します。
4. 関係機関との連携を深め、各種委員などへの女性の積極的な登用を図るなど、女性の地位向上、問題解決のための環境整備に取り組みます。

第4節 就労・雇用の促進

1 事業所への啓発推進

【現状と課題】

男女雇用機会均等法、女性活躍推進法※が施行され、女性の労働条件などが大きく改善さ

れてきていますが、実態は職種により偏りもあり、女性の職場における諸条件の整備と事業所に対する啓発が必要です。その他にも、高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭など、生活上の困難に直面しやすい立場の人が安心して暮らすことのできる社会の実現が必要です。

【基本方針】

女性が男性と平等に職場で十分能力を発揮できるよう、女性の職場における男性との賃金格差など、諸条件の改善に努めます。また、性別、年齢、障がいの有無などに関わらず、全ての人が自立した生活を送ることができるよう支援を行います。

【施策の方向と内容】

女性が職場で十分能力を発揮し、確かな地位が得られるよう、関係機関と連携しながら、男女雇用機会均等法やその他関連制度の周知・啓発を行います。また、職場内研修などの教育を通して、しっかりとした職業観の確立に努めます。

2 就業の促進・安定

【現状と課題】

県内の女性の就業率は全国的に見て高い水準にあり、女性の活発な社会参加を示しています。しかし、労働条件においては、男性より不安定な状況にあり、専門的な知識や技術の習得を図り、より一層就業の安定を促進することが必要です。

【基本方針】

性別、年齢、障がいの有無等に関係なく、すべての人がそれぞれの持てる能力と特性を最大限に発揮できる職場づくりを推進し、安心して働くことができるまちづくり、環境づくりに努めます。

【施策の方向と内容】

男女雇用機会均等法やその他関連制度の周知に努め、学校教育を通じた専門的な知識や技能の習得、町民の男女共同参画に関する理解を深めるための啓発に努めます。

第5節 社会福祉の増進

1 子育て支援と健康保持

【現状と課題】

女性の就業率の増加により、育児と仕事の両立が可能な支援対策が望まれています。特に、女性の職種の拡大など、勤務の状況も多様化する傾向にあり、保育、育児相談、子育て支援事業など安心して仕事と子育ての両立ができる環境づくりが求められています。男性にとっても仕事と子育て等の家庭生活の両立は大きな課題であり、男性の育児休業等の制度も整備されていますが、平成27年度の厚生労働省の調査では男性の取得率は2.65%と低い水準にとどまっています。

また、寝たきりの高齢者などの介護は女性がするものという意識もいまだに根強く残っていますが、未婚男性が自分の親を、夫が妻を介護するなど、男性の介護者も年々増加しています。介護制度の確立とともに、介護する立場になったときのために生活技術の習得等の支

援も必要とされています。

生涯を通じた男女の健康保持の観点からも、地域、職場における健康づくりや、男女それぞれに特有の病気等に対する対策が必要です。

【基本方針】

子どもたちが、笑顔で心豊かに健康に成長できることを目指し、湯梨浜町子ども・子育て支援事業計画を基本とし、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るとともに、女性が社会のあらゆる分野において活動に参画し、その能力や可能性を十分発揮できるよう支援体制の整備に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 子育て支援のため保育所、認定こども園等を中心としたネットワークの整備と、放課後児童対策の充実を図り、地域で子育てを支援する環境づくりに努めます。
2. 女性も男性も安心して子育てができ、仕事との両立のために必要な育児休業制度、介護休業制度の利用促進に努め、男性の育児や介護への意識改善を図り、育児や介護教室等への積極的な参加促進に努めます。また、子ども・子育て支援事業計画の推進に努めます。
3. 職業の安定支援の観点から、近年増加傾向にあるひとり親家庭の支援に努めます。

※固定的性別役割分担……「男は仕事、女は家庭」というように、男性・女性という性別を理由に役割を分担しその役割の遂行を期待する意識のこと。

※セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）……相手の意に反した、性的な言動を行い、不快感や不安感を与えたり、それに対する対応によって不利益を与えたりすること。またはそれを繰り返すことによって相手の生活環境を著しく悪化させること。

※ストーカー行為……同一の人に対して、恋愛感情等その他の行為の感情またはそれが満たされなかったことに対する恨み等の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復すること。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）……夫婦や恋人等親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的、経済的、性的な暴力や社会的隔離をいう。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えられること等も含まれた概念をいう。

※ポジティブ・アクション……固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようと、企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。単に女性だからという理由だけで女性を「優遇」するためのものではなく、これまでの慣行や固定的な性別の役割分担意識などが原因で、女性は男性よりも能力を発揮しにくい環境に置かれている場合に、こうした状況を「是正」するための取組です。

※女性活躍推進法……平成28年施行。正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とし、施行から10年間の時限立法となっている。同法により平成28年4月1日から、従業員301人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務づけられている。罰則規定はなく、同様のことが従業員300人以下の企業にも努力義務として課されている。

第3章 障がいのある人の自立と社会参画の実現

第1節 人権擁護の確立

1 個人情報の保護

【現状と課題】

国連は、昭和56年を国際障害者年と定め、これに続く10年間を「国連障害者の10年」とし、このことを契機にノーマライゼーション※の考え方や障がいのある人の人権を保障することの必要性が広く認識されてきました。

しかしながら、生活情報などを十分に入手できないなどの障壁があります。また、障がい者や障がいそのものに対する誤った認識、偏見による心の障壁も残っています。

このような諸問題を解決していくには、行政の責務を明らかにし、情報化の進展に伴う個人情報の保護に努めなければなりません。

【基本方針】

障がいのある人の個人情報の保護に努め、その社会参画と自立した生活が保障される町づくりを推進します。

【施策の方向と内容】

様々な障がいのある人の実態把握に努め、生活などに深く関わる個人のプライバシーを保護する条件整備を進めるとともに、障がいに応じた情報の提供に努めます。

2 人権侵害の救済と擁護

【現状と課題】

障がいのある人たちの基本的人権の確立を図りながら、地域で安心して生活できるようノーマライゼーションの理念に基づく町づくりが進められてきました。

その間、町民の理解を深める啓発、交流活動を推進してきたことにより、人々の意識はかなり高まっているものの、いまだに差別や偏見があるという現実もあります。

今後、人権侵害の救済と擁護の体制整備を図るとともに、また、施設の入所者に対する人権の保障にも努めなければなりません。

【基本方針】

障がいのある人が地域社会で等しく自立した生活ができるよう人権啓発活動を推進します。また、個別の障がいがある人の程度や勘案すべき事項を踏まえ、本人に適したサービスの提供に努めるとともに、人権侵害の救済と擁護に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 専門的な知識や資格、技術を持つ職員の充実と資質の向上に努め、障がいのある人への生活相談と支援体制の充実に努めます。
2. 福祉施設に入所している様々な障がいのある人の生活実態の把握に努めるとともに、人権尊重の視点に立ち安心して生活ができるよう条件整備に努めます。
3. 障がいに対する誤った意識に対し、本人及び家族の人権が保障される環境の整備や、町民への啓発活動に努め、人権擁護や周囲の人達の理解を深める交流活動にも努めます。

4. 障がいのある人の自立を支援するため、障がいに応じた情報の提供や機器の助成に努めるとともに、同じ障がいのある者同士助け合い心が解放されていくような自助グループの育成に努めます。

第2節 教育・啓発の推進

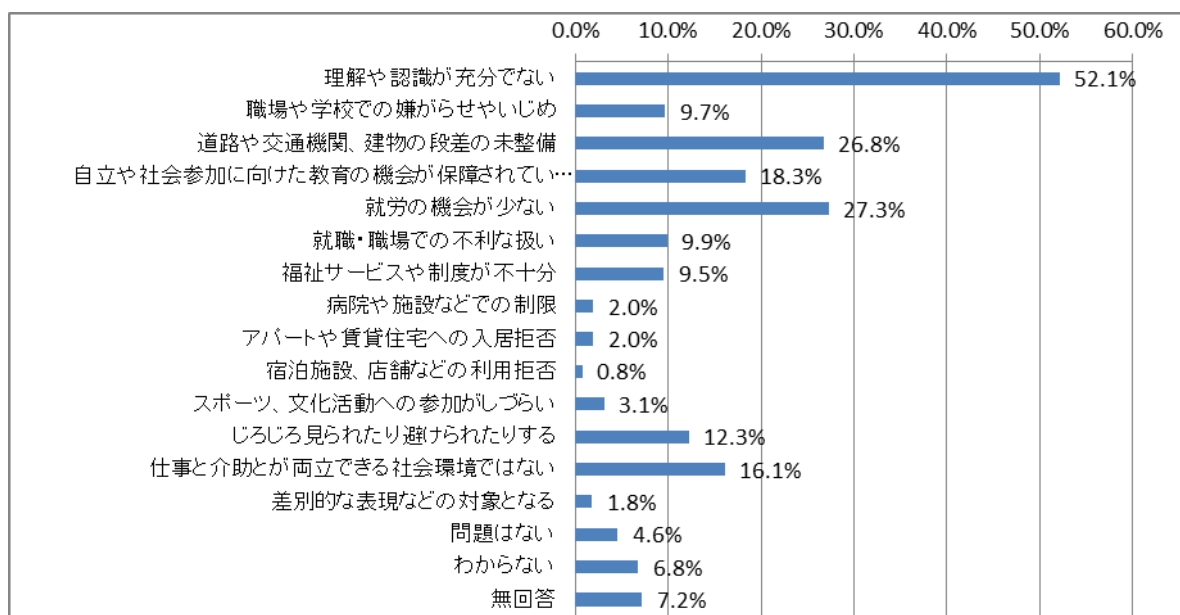
1 障がいのある人の問題の人権啓発

【現状と課題】

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）※が施行され、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなくお互いの人権を尊重し合いながら共生する社会の実現へ向け、障がいを理由とする差別の解消が推進されることとなりました。また、新たな障害者雇用促進法も施行され、雇用の場における障がいを理由とした差別的取り扱いが禁止されました。

障がいの種別は様々で、支援を必要とする内容や職場での対応也多岐にわたります。また通院や障がい者への偏見につながる事件報道などにより、本人はもとより介護者、家族までもが周囲から理解されず、孤立を深める状況も発生しています。

誰もがその能力を最大限発揮し、あらゆる可能性に挑戦できる、そのような共生社会の実現へ向け、町民の、障がいのある人に対する正しい理解を深めるとともに、その人権啓発の主体者として行政職員や施設職員の資質向上に努め、障がいのある人が行政や民間で実施される諸活動に参加しやすい環境づくりを積極的に支援する必要があります。



障がいのある人の人権について特に問題があると思うのはどのようなことですか（3つまで）

平成28年7月 町人権意識調査

【基本方針】

障がいのある人にとって住みよい社会を築くことは、町民すべての人にとって住みよい社会を築くということであり、このことを町民一人一人の意識とし、障がいのある人の社会参画を進めるため、社会福祉協議会や各関係団体などとの連携を強化しながら、ケーブルテレビ、広報紙等の活用を図り、効果的な推進活動に努めます。

【施策の方向と内容】

障がいのある人のニーズの把握に努めるとともに、ケーブルテレビ、広報紙等を有効かつ効果的に活用し、町民みんなが参加しやすい研修会等を実施しながら町民の啓発活動の推進に努め、障がいのある人やその家族が安心して相談できる支援体制の充実に努めます。

2 就学前・学校教育における取り組みの推進

（１）就学前教育における特別支援の推進

【現状と課題】

人権保育の推進により、町内の保育所、認定こども園では、障がいのある乳幼児を積極的に受け入れ、一人一人の障がいの特性に応じた障がい児保育に取り組んでいます。特性に応じた発達の課題に対して、より適切で効果的な保育を推進し、きめ細かい援助を行うため、保健師や専門機関との連携に努めています。また、研修会に積極的に参加し、保育者自身の専門的な知識と指導力の向上に努めています。

今後は、障がいのある子どもの将来を見据えた個別の教育支援計画を作成して、さらに行政、学校、専門機関、保護者との連携を図っていくことが大切です。

また、障がいのある乳幼児をもつ保護者は、子育てに関わる精神的、肉体的、時間的、経済的な負担の問題など、様々な課題を抱えている現状があり、その保護者と障がいのある子どもたちが安心して生活できるよう、周囲の保育者、子どもたち、保護者、地域住民の正しい認識を図りながら、課題解決に努める必要があります。

【基本方針】

乳幼児一人一人の障がいの実態や発達段階に応じて、社会的自立の能力などを育成するとともに、すべての乳幼児が障がいのある友だちを正しく理解し、みんな仲間として共に育つ保育・教育実践に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 障がいのある乳幼児も、周囲の子どもたちと同じ集団で過ごし、仲間として様々な経験を共有できるよう、保育内容の工夫、教材また教具の整備充実に努め、乳幼児の個性と能力の全面発達を保障し、保護者の子育て支援と教育相談活動を推進するための加配保育士等の設置に努めます。
2. 障がい児保育について研修を充実し、専門的な知識と指導力を持った保育者の育成を図るとともに、障がいのある乳幼児や保護者の思いを十分に受け止め、関係機関との連携を深めながら保育に努めます。
3. 障がいのある乳幼児とその家族及び周囲を取り巻く乳幼児や地域住民との交流機会を設けるとともに、保護者相互の交流促進に努めます。

（２）学校教育における特別支援教育の推進

【現状と課題】

各学校ではすべての児童・生徒に、障がいのある人に対する正しい理解と認識を持たせ、人権尊重の心を培い、互いに支え合い学び合う学校づくりを推進しています。

また、特別支援学級の児童・生徒との交流学习、盲・聾・養護学校との交流、個別交流、運動会などの事業を継続して実施し、障がいのある友だちを正しく理解し、共に育つ人間関

係の育成に努めています。

福祉教育の中で、福祉施設との交流や町社会福祉協議会との連携により、児童・生徒の障がいのある人への理解を深め、社会参加を通してよりよい社会とのつながりや人間関係を育てる福祉ボランティアの体験活動も進められています。

また、障がいのある児童・生徒に対しては、それぞれの障がいの実態を把握し、指導・支援計画を作成し、指導方法を工夫し指導の充実に努めています。児童・生徒の能力や特性を的確に把握し、障がいの内容や程度に応じた指導や「個」を生かす教育を推進するための環境づくりが求められており、自己実現を目指して努力している立場を正しく受け止め、家庭・地域社会・医療・福祉など関係機関が連携を深め、進路などについて具体的な取り組みが必要です。

【基本方針】

障がいのある児童・生徒が、自ら置かれている社会的立場の自覚を深め、社会的自立の能力や態度を育成するとともに、すべての児童・生徒が障がいのある人への正しい理解と、主体的に差別の解消に取り組む実践力を育成し、家庭や地域社会に対して特別支援教育の重要性の啓発に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 特別支援を要する児童・生徒の個々の課題を明確にし、系統的なきめ細かな指導や「個」に応じた一人一人を生かす教育推進のための教育環境づくりに努め、特別支援の指導内容及び能力・適性に応じた指導を充実させるため、指導内容・方法の工夫改善、教材教具の整備に努めます。
2. 児童・生徒が自ら差別の解消に取り組む意欲や態度を育成するため、生活の中にある障がい者差別の問題などを教材化するなど指導内容の充実を図り、特別支援教育の担当教員の専門性と個別指導の力量を高め指導力の向上に努めます。
3. 特別支援を要する児童・生徒の保護者の不安や悩みの解消を図るため、児童・生徒の発達などについて正確な情報を提供し、家庭での教育について早期の教育相談体制の充実に努めます。
4. 特別支援を要する児童・生徒との交流活動、交流学习を積極的に進めるとともに、地域住民との交流など、幅広い交流を通して、障がいに対する理解や好ましい人間関係を築くよう努めます。

3 社会教育における取り組みの推進

（１）社会教育における教育・啓発の推進

【現状と課題】

平成27年（2015）に制定された「障害者差別解消法」等の法の考え方を基本としながら、差別の解消及び権利擁護の批准や、障がい者が地域で自立した生活を送るための各種取り組みを進める必要があります。しかし、町人権意識調査から、その理解や認識が十分とは言えない現状があります。障がいの有無に関わらず、お互いの人格や個性が尊重され、共に認め合いながら生きることができるよう、障がいや障がいのある人への理解を深めていく取り組みが一層求められます。

生涯学習関連施設での学級・講座などには障がいのある人が参加できる体制もある程度整

えていますが、十分とは言えないのが現状です。障がいのある人への支援体制も不十分であり、障がいのある人の要求に応えるような諸条件の整備に努める必要があります。また、各種の機会を捉え研修に努めていますが的確に対応できているとは言えません。

【基本方針】

障がいのある人が地域社会で健やかに笑顔で活動できる教育環境の整備を進め、学習機会の保障と社会参加を促進するとともに、問題解決に向けた啓発に努めます。

また、障がい者差別の問題は社会全体の問題であるという認識を深め、障がいのある人と障がいのない人がともに学び合い、個性が尊重される社会の醸成に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 行政をはじめ、生涯学習関連施設が、学習機会や情報の提供、学習プログラムの開発、指導者育成などの学習機能の充実を図るとともに、住民生活に直結した学習や啓発活動を行います。
2. 生涯学習関連施設をはじめ、関係機関、団体等との連携を深めながら学習機会の提供、情報の提供、啓発活動、人材の育成などの推進活動の充実に努め、生涯学習を推進する上で「いつでも、どこでも、だれでも」という生涯学習の観点から、すべての人々に学習する機会を保障するとともに、指導者としての資質と指導力の向上を図る研修の充実に努めます。
3. 障がいのある人の学習要求の把握に努めるとともに、学習に参加しやすい環境づくりに努めます。

第3節 社会参画の推進

1 社会参画の推進

【現状と課題】

障がいのある人の自立と社会参画を進めるには、障がい者や障がいに対する理解を進めるとともに、様々な環境整備が必要です。町人権意識調査ではユニバーサルデザイン※についての質問で「知っている」と回答した人は25.5%にとどまり、その認識はまだ不十分と言えます。すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインの推進や施設等のバリアフリー※化などを進めていく必要があります。また障がい者が情報に十分アクセスでき、地域コミュニケーションがとれることも重要です。平成25年（2013）、県が全国初の「手話言語条例」を制定しその関心が高まっている中、町においてもコミュニケーション支援をさらに充実していくことが必要です。

【基本方針】

社会の中で障がいのある人の意見を反映させるため、情報提供に努めるとともに、情報を補助する専門的な人材の養成及び自立できる生活環境などの整備を推進し、障がいのある人の自己実現と社会参画に努めます。

【施策の方向と内容】

各種関係機関・団体等と連携を図りながら障がいのある人との交流活動やボランティア活動の充実に努め、障がいのある人に対する正しい理解を深め、福祉のまちづくりに努めます。

第4節 就労・雇用の促進

1 事業所への啓発推進

【現状と課題】

障がいのある人が自立し、職場において安心して働けるよう事業所や関係機関などと連携して雇用の拡大に努めます。また、労働行政の分野だけではなく、医療、福祉などの関係機関や地域社会との連携の中で、きめ細かな施策を講じることが必要です。

【基本方針】

事業所の社会的責任において、障がいのある人の雇用を促進するため、安心して働ける職場、明るい職場の環境整備の充実促進に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 事業所に対して、求職者の適性と能力を基本とする公正な選考・採用の啓発に努めます。
2. 障がいのある人が安心して働けるよう、事業主への援護制度等の活用の啓発に努め、障がいのある人の立場に立った職場の環境整備の充実に努めます。

2 就業の促進・安定

【現状と課題】

安心して働ける職場づくりのため、援護制度等の周知を図るとともに、障がいのある人の自立と社会進出の積極的な施策の展開が必要です。

【基本方針】

働く意欲のある人の受け入れ体制を整えるため、医療、福祉機関、事業所、学校等と連携し、援護制度等の活用による雇用の拡大に努めます。

【施策の方向と内容】

働く意欲のある人の雇用の促進と、事業所に対して障がいのある人の雇用の理解を深め、生きがいのある、働きやすい職場の環境づくりに努めます。また、関係機関と連携し、障がいのある人の雇用と職種の創出に努めます。

第5節 社会福祉の増進

1 地域福祉の充実

【現状と課題】

平成17年10月、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と種別ごとにサービス提供の仕組みが分かれていた状況を改め、市町村が一元的に福祉サービスを提供する「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月施行されました。

さらに、平成25年4月1日には「障害者総合支援法」が施行されました。障がいのある人の状況は、多様化、重度化、さらに高齢化が進み、介護者も高齢化してきているのが現状です。障がいのある人に対し、施策の推進体制の充実を図るとともに福祉サービスの充実が求められています。

【基本方針】

障がいのある人の多様化や高齢化による新たな課題に対応していくため、障がい者福祉の基本的施策の方向を明らかにする「湯梨浜町障がい者計画」（2011（平成23）年度策定）に基づき、障がい者福祉の総合的推進に努め、障がいのある人の自立と社会参画を促進するとともに、ノーマライゼーションの理念を継承するとともに、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の下に具体化し、生きがいのある福祉のまちづくりを推進します。

【施策の方向と内容】

1. 障がいのある人の立場に立った相談体制の充実のため、関係機関との連携を強め、きめ細かな相談活動の充実に努めます。
2. ホームヘルパーの派遣や在宅福祉サービスの充実に努めます。

第6節 生活環境の改善

1 住環境の改善

【現状と課題】

本町では、一部の公共施設を除いて、障がいのある人を考慮した整備が進んでいない現状にあります。人にやさしいまちづくりの視点に立ち、障がいのある人の利用を前提とした各施設の改善整備が必要です。

【基本方針】

障がいのある人の自立と社会参画を推進するため、安全で安心して暮らせる地域環境の実現を目指し、各種施設設備の整備に努め、人にやさしい福祉のまちづくりの推進に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 障がいのある人の現状把握に努めるとともに、それらの人の視点に立った環境整備のあり方について、調査研究に努め、道路、歩道、交通施設など公共施設の改善や障がいのある人の災害に備えた地域の防災ネットワークの確立に努めます。
2. 障がいのある人のための住宅整備資金貸付金制度などの充実と周知に努め、日常生活向上への支援に努めます。

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）……国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定され、平成28年4月1日から施行されました。

※ノーマライゼーション……子どもや女性、障がいのある人、お年寄りなど、社会的に弱者であるとみなされている人々が、住み慣れた地域社会の中で、その人らしい安定した暮らしができるように、共に支え合い、互いに尊重し合える社会の実現を目指すこと。

※ユニバーサルデザイン……すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品や建物、環境をデザインすること。

※バリアフリー……障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

第4章 子どもの成長を育む人権保障の実現

第1節 人権擁護の確立

1 個人情報の保護

【現状と課題】

わが国において、昭和22年に「児童福祉法」、昭和26年には「児童憲章※」が制定され、子どもの人権の尊重とその福祉の保障についてさまざまな施策が進められてきました。また、平成元年には「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約）※が国連総会で採択され、子どもも大人も同じ権利の行使主体であると同時に成長を保障されるべき権利を有すること、そのために必要かつ重要な子どもの最善の利益を確保するため、子どもの意見の尊重等があることが明らかにされました。

このような状況の中、学校でのいじめや不登校、家庭での児童虐待などに見られるように社会情勢の変化や歪みが子どもたちの行動パターン、心理などに影響を与えていると指摘されています。そうした子どもたちには、専門的な関係機関の協力のもとでの適切な対応が望まれています。

また、そのような子どもたちに対して、周囲の人たちがいたずらに好奇の目で見ることのないよう、プライバシーの保護と啓発活動が課題です。

平成17年4月1日から施行された「個人情報保護法」と関連法では、自己情報コントロール権はもちろん、子どもに対するプライバシーについての配慮はありません。未成年者に対しては民法等が適用されるのみで、子どもは無防備なまま大量の情報が行き交う社会の中で生きていかねばなりません。

【基本方針】

「子どもの権利条約」の理念と精神に学び、子どもたちにも守られるべき人権があることを家庭や広く地域社会に啓発しながら、個人情報やプライバシーの保護に努めます。

【施策の方向と内容】

心に悩みを持つ子どもたちに対応するため、学校関係者、民生児童委員、カウンセラーなど専門機関相互と連携を深め、プライバシーの保護に十分配慮しながら問題の解決に当たり、子どもたちをみんなで温かく見守っていくよう家庭や地域社会の理解を深める啓発活動の推進に努めます。

2 人権侵害の救済と擁護

【現状と課題】

国連で平成元年（1989）に採択された「子どもの権利条約」において、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の理念とともに、子どもたちが人としての尊厳と権利が守られることが位置づけられています。

町では「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの成長や子育てを支援する環境整備や、仕事と子育ての両立支援等の取り組みを進めています。

そのような中、平成26年（2014）、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようまた、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育機会の均等を図ることが求

められているところです。しかし、経済的困窮、DVなど様々な社会的困難を背景として身体的虐待、ネグレクト※などの児童虐待の相談も寄せられており、関係機関を中心とした連携と支援体制の強化が必要です。

【基本方針】

いじめや性犯罪など子どもたちを取り巻く社会の現状を把握しながら、子どもの人権擁護と救済の立場から関係機関との連携を密にし、家庭、地域での啓発活動と見守り体制づくりに努めます。

【施策の方向と内容】

1. 子どもの生活態度、要求などについて、大人や社会が人権問題とからめ、どういう姿勢で臨めばいいのか、社会教育の場で啓発活動を推進します。
2. 出会い系サイトなど青少年を取り巻く環境問題を改善するため、関係団体との連携を深めるとともに、「命とモラルの大切さ」を子どもたちや地域社会に啓発していきます。

3 いじめ・不登校の解消

【現状と課題】

文部科学省の調査によれば、小・中学校の不登校の出現数は、減少傾向（出現率：小学校は横ばい、中学校は微減）にありますが、依然として楽観できる状況にはありません。

不登校の要因は、「本人にかかわる問題」、「いじめを除く友人関係」、「学業の不振」が小・中・高を通し高い傾向にあり、小学校においては、特に「親子関係をめぐる問題」、「家庭生活の急激な変化」など家庭状況要因が高い割合を示しています。

文部科学省の調査結果から、学校も学校外の機関も何ら関わりをもたなかった児童生徒が 39,766 人（34.6%）いることもわかっています。つまり、約3分の1の子どもは、学校からも相談機関からも手を差し伸べられていないということになります。この数字を少しでも減らしていくことが、今後の大きな課題となっています。

一方、いじめの認知件数は、88,057 件で、前年度より 2,254 件増となっており、いじめを認知した学校は 21,641 件にのぼり、全学校数の 56.5%を占めています。いじめ発覚のきっかけでもっとも多いのは「アンケート調査など学校の取り組みにより発見」が 50.9%。そのほかでは、「本人からの訴え」17.3%、「学級担任が発見」12.1%、「本人の保護者からの情報」11.2%が上位となっていて、いじめられた児童生徒の相談状況は、「学級担任に相談」が 73.6%、「保護者や家族等に相談」は 27.2%にとどまっています。

いじめの態様でもっとも多いのは「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」で、前年度より 7.2 ポイント増の 64.5%となっていますが、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」は 4.2%（前年度 8.2%）となり、2年連続で減少しています。

特徴としては、容姿、性格など自他との違いを認められないで、批判、中傷し、更には、からかいや冷やかしかへ発展し、また、感情の行き違いや、態度に不快感を覚えたり根にもつていじめるケースもあるようです。多くの場合、集団化しており、いじめているという感覚ではなく、遊び気分で行うようです。

平成25年（2013）「いじめ防止対策推進法※」が制定され、町内各学校でも「学校いじめ防止基本方針」を定め、組織的、計画的にいじめ問題に取り組んでいます。

町人権意識調査では、子どもの人権に関する質問において、インターネットを利用した嫌がらせなども問題視されています。大人が確認しにくい環境で人間関係の小さなトラブルが発展しいじめにつながるケースもあることから、日頃から子どもの生活について注意深く見守って行くことも重要です。

これらの現実を踏まえ、自他との違いを認識し、仲間づくりや集団生活の必要性和大切さ、命の尊さについての自覚を一層深め、保護者や地域への啓発を図る必要があります。

不登校問題では、県内でも増加の傾向にあります。その原因や態様は個々に異なり、学校生活に起因するもの、遊び・非行によるもの、情緒的な混乱によるもの、意図的に登校を拒否するものなどさまざまです。

【基本方針】

学校での指導の中で、いじめは絶対許さないというき然とした態度を育てるとともに、子どもの発する危険信号を鋭敏に感知するよう努め、家庭、学校、地域が連携し、いじめ・不登校の解決を図ります。また、新たに不登校の状態になる児童生徒も少なくないことから、未然防止と早期支援のための学校体制整備や相談体制の整備に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 教職員のいじめ解決のための実践的な研修を深めるとともに、現実にある問題の情報を保護者、地域に提供し、子どもの人権に関わる問題を、大人一人一人の課題として、受け止められるよう研修会などを開催し、保護者・教職員の資質向上を図ります。
2. 「学校いじめ防止基本方針」の見直し・改善を求めつつ、組織的、計画的にいじめ問題に取り組む環境を整備します。
3. 不登校対策委員会などにおいて、関係機関との連携を図りながら、児童・生徒の生活実態をはじめとする情報交換を行い、いじめ・不登校問題の解決に努めます。
4. 実効性のある指導体制の確立を図り、児童・生徒の立場に立った差別やいじめを許さない学校運営に努めます。

第2節 社会福祉の増進

1 子育て支援と健康保持

【現状と課題】

共働き家庭の増加、核家族化、家庭や地域の子育て機能の低下、少子化などにより、家庭や地域での子ども同士、親同士のふれあいが減少するとともに、社会環境の変化により、いじめ・児童虐待などさまざまな問題が生じています。

また、受験のための学力に対する意識過剰が、子どもの健全な成長を妨げたり、共働き家庭の増加による親の子育てに伴う心理的、肉体的負担の問題も生じています。家庭内の家事、育児の女性の負担が重くなっている傾向や育児に対する母親の心理的負担が、育児ノイローゼや児童虐待につながっていることもあります。

これらの子どもをとりまく環境改善への課題が多くあり、こうしたニーズに対応していくためにも、保育サービスの充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化が必要となっています。

【基本方針】

「地域の子どもは地域で育てる」を基本に、地域社会の理解のもと、子どもの人権と個性を尊重し、心豊かに育つよう人権文化の充実に努め、創造性豊かな人づくりと真のゆとりある教育を目指し、子ども一人一人が大切にされ、個性が生かされ、自然の中でのびのびと育っていける町づくりに努めます。

【施策の方向と内容】

1. 幼いときから地域社会にとけこむよう、地域でのイベント、まつり、ボランティア活動などへの積極的参加の促進と保育サービスの充実に図り、高齢者などとの交流を通して、尊敬の心を育むとともに、あいさつのできる子どもの育成に努めます。
2. いじめ・不登校に対する、保護者の基本認識を深め、家庭教育の重要性を再認識するための情報提供、啓発活動の充実に図り、安らぎのある家庭づくりに努めます。
3. 児童・生徒の憩いの場としての公園やスポーツを楽しむ運動公園などの整備を図り、学校・保育所等の校庭・園庭の開放により遊び場の確保に努め、安心して子どもを育てることのできる環境の充実に努めます。

※児童憲章……昭和26年5月5日、内閣総理大臣が招集した児童憲章制定会議が制定。日本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図ることを目的に、国民がなすべき道徳規範を定めたもの。

※子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）……世界の多くの児童（18歳未満のすべての人を児童と定義）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれていることをかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約。平成元年第44回国連総会で採択され、わが国は平成6年に批准。

※ネグレクト……乳幼児に対する適切な養育を親が放棄すること。

※いじめ防止対策推進法……学校におけるいじめの防止・早期発見・対処のための基本理念、いじめの禁止、関係者の責務などを定めた法律。平成25年（2013）施行。

第5章 高齢者の自立と尊厳を守る人権保障の実現

第1節 人権擁護の確立

1 人権侵害の救済と擁護

【現状と課題】

本町の平成26年10月1日現在の高齢化率（65歳以上）は、29.7%に達しており、鳥取県の平均（29.2%）を上回り、町の総人口が減少する中で高齢化率は、今後も上昇していくことが見込まれます。

高齢者の多くは元気で自立した日常生活を送っていますが、生涯を健康で明るく地域社会との関わりの中で生きがいをもって過ごせる長寿社会を実現することが、今後一層重要な課題となっています。しかしながら、高齢者に対する偏見や固定観念、年齢制限等による就業機会の不足から、経済的自立や社会参加が困難となる場合があります。

また、加齢や社会活動からの引退により身体機能の低下や認知症を発症し多くの人が介護の必要な状況となっています。ライフスタイルの多様化による家族の介護力の低下や介護の長期化・重度化により、介護を必要とする高齢者を抱える家族の心身の負担が大きくなっています。

介護を必要とする高齢者の人権を考える場合、介護にあたる家族の人権を守るという側面も考えていく必要があります。介護サービスを受けることについて世間体を気にし、家庭で抱え込み精神的・肉体的負担が大きく虐待へとつながったりすることもあります。高齢者と家族を支援していくため、住環境整備や保健・福祉サービスの充実、利用促進を図るとともに、認知症サポーター養成講座などを開催し、高齢者を地域全体で支え合っていく体制を確立することが必要です。

また、一人暮らしの高齢者が増加する中で、子どもとの温かい交流関係の維持、促進や、日常生活における支援が重要な課題となっています。

鳥取県の市町別高齢化率（平成26年10月1日現在）

順位	市町村名	割合(%)	順位	市町村名	割合(%)
1	日南町	48.9	11	岩美町	33.0
2	日野町	46.3	12	八頭町	31.4
3	若桜町	44.2	13	倉吉市	31.1
4	江府町	44.0	14	北栄町	30.4
5	智頭町	38.2	15	湯梨浜町	29.7
6	大山町	36.9	16	境港市	29.5
7	三朝町	36.0	17	米子市	27.3
8	伯耆町	35.7	18	日吉津村	26.7
9	琴浦町	33.8	19	鳥取市	26.0
10	南部町	33.2	鳥取県		29.2

※鳥取県推計人口調査より

全国平均 25.4%（平成26年4月1日現在）

【基本方針】

長年にわたり社会貢献してきた高齢者に対し敬意を払う啓発と併せて、生きがい対策や寝たきりを予防するための施策を推進するため、介護等を必要とする高齢者の人権を尊重し、本人や家族の意向を踏まえた介護保険サービスや福祉施策の推進に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 関係者の資質向上を図るための研修や、住民の学習機会の充実に努めます。
2. 在宅と施設の均衡ある介護・福祉サービスの整備と、生きがいくりのため、高齢者クラブ、シルバー人材センターの活動支援を行い参加促進に努めます。

第2節 教育・啓発の推進

1 就学前・学校教育における取り組みの推進

（1）就学前教育における敬老の心を育てる保育・教育の推進

【現状と課題】

乳幼児期は、人格形成がなされる重要な時期であり、温かい家庭関係のなかで、安定した情緒や豊かな感性が育まれていきます。

親子二世代のみ家族構成が主流になった現在、子育て経験が豊富な祖父母や近所の高齢者と関わるにより豊かな心を育み、高齢者に対する尊敬の心が育つと考えます。

高齢者をはじめとする地域社会の活力を子育てに利用し、また異世代交流を通じて高齢者の自立が図られるよう取り組む必要があります。

【基本方針】

子どもたちと高齢者がふれあう機会と内容の充実に努めるとともに、保護者の学習を通して、高齢者への敬愛意識の高揚に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 高齢者との交流事業（招待行事・共通体験行事・訪問的行事）の充実と地域における各種行事への参加促進に努めます。
2. 家庭、学校、地域、関係機関などとの連携を図りながら、福祉の心を育てる教育の充実に努めます。
3. 保育関係者の資質の向上を図るための研修の充実及び保護者の学習機会の充実に努めます。

（2）学校教育における敬老の心を育てる教育の推進

【現状と課題】

就業構造や家族構成の変化に伴い、家庭や地域において高齢者と関わりを持ったり、交流を深めたりする機会が減少しています。社会福祉施設の訪問による交流活動や職場体験学習を通して、福祉の視点に立ち、他人を思いやる気持ちやいたわる気持ちなど、心豊かな人間性の育成に努めます。

また、学校、家庭、地域社会との連携を図り、地場産業の体験や伝統芸能の継承、ボランティアなどのふるさと教育を通じて、高齢者から生活の知恵や優れた技能を学びながら、交流が活発になるよう努めます。

【基本方針】

急速に進展する高齢化社会に対応するため、福祉の視点で各教育実践を見直し、関係機関、団体との連携を深め、高齢者に心豊かな人生を送っていただくため、子どもたちとのふれあう機会の一層の充実に努め、敬老の心を育てる教育の推進に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 福祉教育の視点で実践している各活動の見直しを図りながら、さらにその活動の充実に努めます。
2. 社会福祉施設等の訪問交流活動、体験活動を積極的に推進します。
3. 学校教育活動を通して、福祉に対する関心を高め、地域の社会福祉活動への参加促進に努めます。

2 社会教育における取り組みの推進

（１）社会教育における高齢者教育の推進

【現状と課題】

本町では、高齢化が急速に進んできていますが、この高齢化社会に伴う諸問題は年齢を問わずすべての人に関わる大きな問題です。

高齢者が自立し、豊かで充実した人生を送るためには、すべての町民が生涯にわたってこの問題への理解と心構えを持ち、学習に取り組んでいく必要があります。

【基本方針】

高齢化社会の進展に対応するため、関係機関、団体との緊密な連携のもとに、家庭や地域が活気に満ち、充実発展していくための事業を推進します。また、地域において人々が共に尊重し合い、協力し、励まし合って生涯学習に取り組んでいく中で、学ぶ楽しさや喜びを実感できるような学習機会の充実に努めます。

【施策の方向と内容】

高齢者が生きがいを持ち、趣味やスポーツを通して主体的に関わっていく姿勢を支援するため、湯梨浜文化大学をはじめとして、各関係機関、団体との連携を図りながら、各種学習機会の提供に努めます。

第3節 社会福祉の増進

1 地域福祉の充実

【現状と課題】

平均寿命の伸びとともに高齢化社会を迎え、これに伴い、介護を必要とする人の数も増えています。一方で、核家族化の進行により、高齢者の一人・夫婦のみの世帯も年々増加しています。

高齢者の多くは、住み慣れた家庭や地域で暮らし続けたいと希望しており、高齢者を地域全体で支え合う体制や福祉施設の充実も課題です。

また、生涯を健康で生きがいをもって過ごすために、毎日の健康管理のための食生活に対する指導体制や地域の医療体制などの充実、ボランティアの育成、レクリエーションを通して、高齢者相互の交流や地域での交流を深めることも必要です。

【基本方針】

高齢者とのネットワークを整備し、健康づくりの推進、地域交流の促進を図り、安心して、生きがいをもって日々の生活が送れるような福祉のまちづくりに努めます。

【施策の方向と内容】

1. 高齢者の一人及び夫婦のみの世帯の非常時連絡網の整備や近所の声かけにより、安心して暮らせる環境づくりの充実に努めます。
2. 健康のもとは食生活であり、栄養指導の充実に図るとともに、食事サービスの提供に努めます。
3. 行政と医療機関との協力体制を強化し、地域医療体制の充実に努めます。
4. ボランティア団体の育成や情報提供、趣味やレクリエーション活動の促進を図り、人と人とのふれあいを深め、生きがいのもてる社会の実現に努めます。

第4節 生活環境の改善

1 生きがいを育てる環境推進

【現状と課題】

高齢に伴う身体機能の低下を取り巻く生活環境は、全体的に不十分な現状と言えます。住宅の問題、道路、歩道、各種の施設などについて、基本的には、必要な歩行空間を十分に確保し、平坦で安全な環境が必要であり、このことが高齢者の生きがいのある生活を保障するとともに、社会参画を容易にすることにつながるものです。

【基本方針】

すべての高齢者が生きがいをもって、安心して暮らすことのできる町づくりの推進に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 高齢者の社会参画を容易にするため、道路、歩道、各種施設等の安全な歩行空間の確保に努めます。
2. 各種関係機関との連携を図りながら、高齢者の学習機会の提供に努めるとともに、健康維持増進、安全教育の充実に努めます。
3. 高齢者がより安全に毎日の生活を送ることができる住居を確保するため、各個人の高齢者住宅整備資金貸付金制度等の充実に努めます。
4. 高齢者の一人及び夫婦のみの世帯に対する情報提供の充実や生活必需品斡旋システムの改善に努めます。

第6章 外国人の人権保障の実現

第1節 人権擁護の確立

1 人権侵害の救済と擁護

【現状と課題】

国際化を迎え、外国人と接する町民の機会は着実に多くなっています。こうした中、言語、宗教、文化、食生活などの違いによるトラブルや過去の国家間の対立に基づいて特定の外国人を排斥するデモ活動といった外国人に対する人権問題が発生しています。

在住外国人についても、日常生活や子育てにおいて、言葉、慣習、社会など母国とは異なる仕組みの中で、不安を抱いている方も増加しています。

今後、町内でも結婚や就労などで外国人の増加が考えられることから、外国人に対する偏見や差別の解消を図るため、異文化の理解と人権意識を高める啓発活動の充実に加え、行政・緊急情報の伝達方法の改善や文書の翻訳など、多文化共生の社会づくりを推進する必要があります。

【基本方針】

外国人の人権擁護と多文化、多民族と共生する社会意識の形成に向けた啓発活動を推進します。

【施策の方向と内容】

1. 在日韓国、朝鮮人をはじめ、外国人に対する偏見と差別の現状を明らかにし、外国の文化・歴史などを正しく学習する機会の提供に努めるとともに、啓発活動の充実に努めます。
2. 職員の資質向上に努め、各関係機関・団体などと連携を図りながら、生活相談などの体制づくりとその啓発に努め、町民一人一人への人権擁護の活動を推進するとともに、安心して生活できるまちづくりに努めます。
3. 町報などの広報紙及び日常生活に必要な各種証明書の案内、諸事業の内容など、外国語での発行を検討するため、国際交流員等の積極的な活用を図ります。

第2節 教育・啓発の推進

1 外国人問題の啓発

【現状と課題】

本町では、アメリカ合衆国ハワイ州ハワイ郡との姉妹都市交流の推進を生かして国際交流員・外国語指導助手を招くなど、行政と町国際交流協会が一体となって国際交流を進めています。町民の国際交流への関心や国際理解は深まっていますが、在住外国人の法的地位、社会保障や就労、教育における差別が現存しており、それらの実態や内容を正しく認識し、その解決を図るための施策や啓発活動を推進する必要があります。

今後、さらなる国際化の進展を踏まえ、幅広い町民各層での教育、文化の交流を推進することが大切です。

【基本方針】

国際社会における過去の歴史認識を深め、在住外国人に対する差別の撤廃と人権の保障に向けた啓発活動を推進するとともに、国際交流を促進し、相互理解を深めながら、共生する社会づくりに努めます。

外国人の児童・生徒とその保護者が安心して学校生活を送ることができるよう、環境整備に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 関係機関との連携を図りながら、学習機会の促進に努め、町内在住外国人の生活実態の把握と啓発活動の充実に努めます。
2. 相互理解を深めるため、交流や支援体制の充実に努めます。
3. 外国人が暮らしやすいまちづくりの意識を高め、共生の社会づくりをめざします。
4. 外国人の児童・生徒の教育を保障するため、一人一人の学力や日本語能力の実態に応じた、きめ細かな学習指導等、教育の充実に努めます。また、その児童・生徒の保護者に対し、教育に関係する情報提供のあり方について配慮し、個々の家庭に応じた支援に努めます。

2 社会教育における取り組みの推進

【現状と課題】

国際化の進展に伴い、外国人と交流をする機会も増えてきていますが、外国人に対する人権問題や、諸外国の文化、習慣への理解を深める学習機会は、まだまだ十分とは言えません。

今後のさらなる国際化の時代に対応するため、町民の学習意欲の把握に努めながら、情報の提供や学習機会の充実に努めます。

また、町民の国際交流や国際理解教育を推進するため、行政をはじめ各種団体など、関係機関との連携を強化しながら、外国人との交流活動や人材の育成などの取り組みを推進し、外国人が生活しやすい環境づくりにも努める必要があります。

【基本方針】

外国人の人権問題や、文化、習慣などへの理解を深めるため、学習機会や啓発活動、情報の提供の充実に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 社会教育関連施設における学習機会の設定、教材、資料の整備充実に努めます。また、研修会などを支援するための人材育成に努めます。
2. 町内在住外国人への学習機会や情報の提供に努め、国際理解を深めるために行政職員等の研修に努めます。
3. 関係機関、各団体との連携を図りながら、交流活動の推進と多文化共生社会づくりの推進に努めます。

第3節 社会参画の推進

1 社会参画の推進

【現状と課題】

平成28年3月末現在の本町における町内在住外国人の登録数は、73人ですが、外国人にとって、日常生活における不安や困り事なども存在しており、今後在住外国人の意見を聴く場や理解を深める交流の場が必要と考えられます。

外国人であるがゆえに労働条件や生活面において、偏見や差別が存在している現状から、日常生活での理解や雇用・労働、福祉、教育などの充実が望まれます。また、法的にも基本的人権の保障に努めなければなりません。

さらに、在住外国人が自己の言語と歴史や文化に民族の誇りを感じることができ、その発展を追及する権利を尊重するとともに、その保障に努める必要があります。

【基本方針】

外国人に対する差別撤廃と人権擁護のために、必要な環境づくりと住民の意識醸成を図り、外国人の社会参画の促進に努めます。

【施策の方向と内容】

外国人との交流機会や各種の学習機会を通して相互理解を深め、地域活性化の担い手として活躍でき、ともに安心・快適に暮らしていける社会づくりに努めます。

第4節 就労・雇用の促進

1 就業の促進・安定

【現状と課題】

外国人であるという理由で就職に支障をきたしたり、縁故就職に頼らざるを得ない状況もあり、これらの就職差別の解消に向けての指導や能力開発の促進、また、事業所に対する積極的な取り組みを促すための啓発が必要です。

【基本方針】

学校教育の充実と事業所への啓発活動を推進するとともに、関係機関との連携により、適性に応じた雇用を促進します。

【施策の方向と内容】

事業所に対し、外国人の適性と能力に応じた雇用を啓発します。また、明るく働きやすい職場づくりを推進します。

第5節 社会福祉の増進

1 地域福祉の充実

【現状と課題】

国民健康保険については、在留期間が1年未満であっても、留学、結婚等で1年以上滞在すると認められる場合は対象になり、国民年金についても、県内に在住する外国人であれば適用されることになっています。制度を知らないことから、不利益を受けることのないよう、これらの制度を十分周知徹底する必要があります。

また、在住外国人と交流する機会の提供を図り、他の国々の人とふれあい、異文化を認めるなど人権意識の向上に努める必要があります。

【基本方針】

在住外国人の実態把握に努め、制度の広報と同時に相談機能の充実を図り、住民としての生活が保障されるよう努めるとともに、在住外国人に対する理解を深めるための啓発や交流活動の推進に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 町内在住外国人の実態とニーズの把握に努め、的確な支援と生活基盤の安定に努めます。
2. 将来にわたり安心して生活できるよう、多言語版のパンフレット等を活用するなど、公的医療保険・年金制度等の情報周知に努めます。

第7章 病気にかかわる人の人権保障の実現

第1節 人権擁護の確立

1 個人情報の保護

【現状と課題】

不正確な知識や思い込みの結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、ハンセン病※やH I V※（ヒト免疫不全ウイルス）等の感染者や家族、元患者に対する偏見や差別等病気にかかわる様々な人権問題が生じています。また、S A R S※（重症急性呼吸器症候群）等の新感染症に対する不安から、人権侵害を引き起こす事態も考えられます。

病気にかかっている人やその周囲の人の人権が侵害されることがないように、病気についての正しい知識を学び理解することが必要であり、偏見をなくすための取り組みやプライバシー保護が徹底され、安心して医療を受けながら暮らせる社会環境づくりが必要です。

【基本方針】

病気にかかった人等のプライバシー保護に努めながら医療や福祉サービス提供体制の整備を推進します。

【施策の方向と内容】

1. 医療や福祉の現場などで病気にかかっている人等と接する医療及び保健関係職員に対して、患者の人権とプライバシーの保護について特段に配慮するよう意識啓発に努めます。
2. 病気にかかっている人が、容易に医療機関の情報が得られ、患者自らが希望する医療機関で安心して医療サービスが受けられるよう、医療機関ごとの医療機能の情報公開を進めます。

2 人権侵害の救済と擁護

【現状と課題】

現在、様々な感染症や特定疾患等の病気を抱えて暮らしている人があり、病気にかかっている人等の中には、治療費の負担だけではなく、病気に対する偏見が原因で差別的処遇を受けることがあり、肉体的、精神的な負担を加重させられることがあります。

（1）ハンセン病…ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけで発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも、現在では治療方法が確立しています。また、遺伝病ではないということも判明しています。従来、わが国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。この隔離政策は昭和28年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、依然として改められることはありませんでした。平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなりますが、療養所入所者の多くは、これまで長期間にわたる隔離などによって、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

（2）H I V感染者及びエイズ患者…H I V感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする

疾患であり、H I Vによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（A I D S）と呼んでいます。エイズは、昭和56年にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあります。わが国では昭和60年、最初の患者が発見されH I V感染被害である薬害事象によりエイズ患者が表面化しました。H I Vは非常に感染しにくいウイルスですが、当時は、簡単に感染し、発病すれば必ず死ぬという誤った知識が広がり、患者や感染者等への差別が発生しました。近年、わが国においてもH I V感染者は増加の傾向にあり、感染原因については性行為によるものが大部分を占めています。また、感染者の年齢構成を見ると、特に10代、20代の若者がその半数近くを占める状況であり、母子感染を防ぐ点からも、若い世代がエイズの疾病概念や感染経路、そして何よりもその予防法を正しく知ることが重要であると言えます。現在H I Vに対しては、免疫の低下を抑え、エイズの発症を食い止める抗H I V薬が効果をあげており、近い将来特効薬やワクチンの発見も期待され、県内においては2箇所（県立中央病院、鳥取大学医学部附属病院）にエイズ拠点病院を設置し医療体制の整備を進めています。しかしながら、今でも人目が気になるということでエイズ相談や検査を受けない人もあり、感染していることや患者であることが不明な状況にあります。

(3) 特定疾患…原因が不明であって、その治療方法が十分に確立していない、いわゆる特定疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、その治療費も高額であります。現在、特定疾患としては196疾患がありますが、特定疾患を隠している方や特定疾患に認定されていない方が、まだ相当数おられるのではと推測されています。この特定疾患に対する正しい理解と認識不足から患者に対する偏見と差別が生まれ、就職・雇用等の場においても偏見や差別が現存していると考えられます。この現状を踏まえて、町民に特定疾患に対する正しい理解と知識の情報提供を行い、啓発活動を推進する必要があります。

【基本方針】

病気にかかっている人が偏見や差別を受けることなく、また尊厳を傷つけられることがなく、人権が尊重される社会づくりの取り組みを進めます。

【施策の方向と内容】

医療及び保健関係職員の充実と資質の向上に努め、病気にかかっている人等へは、健康な人と接する時以上に言葉遣いや言葉の内容に配慮すべきことを意識します。

第2節 教育・啓発の推進

1 啓発組織の整備・充実

【現状と課題】

病気にかかっている人の中には、病気に対する無理解により、心無い言葉をかけられたり、就労の機会が失われたりすることや、本人や家族が結婚差別を受けるということもあり、なかには病気を周囲に隠して生きる人もあり、これら偏見や差別の解決が課題となってきます。

さまざまな病気をめぐる状況は、その時代の医療水準や社会環境により変化するものですが、これらの病気にかかっている人の置かれている状況を踏まえ、病気にかかっている人の人権に配慮した対応が求められています。

【基本方針】

町民への啓発活動の充実を図り、病気にかかっている人等に対する正しい理解と病気にかかっている人等に対する偏見や差別の解決に努めます。また、医療及び保健関係職員の意識の向上に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 病気にかかっている人に対する偏見や差別の解消を図るため、病気に対する正しい知識と理解を求める啓発活動を行います。
2. 12月1日の世界エイズデーを中心にエイズに関する正しい知識等についての啓発活動を行います。
3. ハンセン病に対する正しい知識の普及に努め、広報紙やCATV等を利用した啓発活動を行います。
4. 病気にかかっている人等は不安定な心理状態に陥りがちで、無配慮な一言が人権侵害を生じかねないため、医療や福祉の現場で言葉の暴力が起きないように意識啓発に努めます。
5. 最近では患者側の人権を重視し、医療及び保健関係職員と患者や家族との話し合いを十分に行い、場合によっては主治医以外の医師から現在の診断や治療についての意見（セカンドオピニオン※）を踏まえ、患者や家族が、病気や治療方法など正しく理解したうえで、信頼関係に基づき納得した医療が提供される「納得医療」（インフォームドコンセント※）が推進されています。

2 感染症等に関する教育の推進**【現状と課題】**

病気にかかっている人に対する偏見や差別をなくするためには、まず保育士や教職員が、病気に対する正しい知識をもたなくてはなりません。そして、条件整備を行い安心してこども園及び学校生活がおくれるように配慮していくことが必要です。そのためには、医療機関と十分連携をとり、病気にかかっている園児や児童及び生徒のためにどのようにしたら最善であるかを考えながら、就学指導の充実とともに、差別的排斥にならないよう努めなければなりません。

また、原因不明で治療方法が確立していない特定疾患は、ともすれば偏見や差別につながりやすくなります。特に、小児慢性特定疾患等についても教育が保障される必要があります。

【基本方針】

エイズ等の感染症について保護者や保育士、教職員の研修を深め、医療機関と連携しながら共生のよりよい方向を目指します。

【施策の方向と内容】

1. エイズ等の感染症については医療機関と連携しながら保護者や保育士、教職員の研修に努め、差別意識や偏見を持たないよう正確な知識と理解の啓発に努めます。
2. エイズ等の感染症や特定疾患の子どもにとって、どのような生活が最善なのか医療機関や保護者と相談しながら最善の方向を目指し条件整備にも努力します。合わせて、子どもの心理的ケアに努めるとともに、周囲の人々の差別意識の解決にも努めます。

3. 感染症や特定疾患の子どもについての相談活動に努めます。

3 社会教育における取り組みの推進

【現状と課題】

地域社会において、今なお様々な病気についての正しい知識と理解が十分に普及している状況になく、社会的に様々な障がい直面している人も少なくありません。人権とプライバシー保護に配慮し、安心して暮らせる社会環境をつくりながら偏見や差別をなくすための啓発を進めていく必要があります。

【基本方針】

どんな病気にかかっている人も決して偏見や差別を受けず、そして自尊心を傷つけられない社会を目指します。また、地域が一緒になって病気になっている人々を支え、すべての人が共生する社会づくりの啓発を進めます。

【施策の方向と内容】

病気になっている人に対する偏見や差別をなくすため、病気に対する正しい知識と理解、病気にかかっている人に対する思いやりの心、相手の身になって考える心等、社会教育の分野で啓発パンフレット作成、講座の充実を図ります。

第3節 就労・雇用の促進

1 就業の促進・安定

【現状と課題】

病気にかかっている人のうち、重症患者等多くの人は働くことができず、軽傷の人や症状が回復した意欲ある人であっても、治療や療養の制約があるため思うように働くことができていません。また、病気を理由にした配置転換や、病気休暇から復職できずに解雇されたというケースもあります。

病気にかかっている人等の就労の機会が失われることがないように、また、安定した収入のある仕事につける環境づくりが必要です。

【基本方針】

働く意欲のある人の受け入れ体制を整えるため、医療や福祉機関、事業所、学校等と連携し、各種援護制度の活用による雇用の拡大に努めます。

【施策の方向と内容】

病気にかかっている人等であることを理由にした解雇や不利益が生じないよう事業所に対し、人権啓発推進員を設置し適正な人事管理体制及び採用選考方法の確立を呼びかけます。また、この推進員への研修を実施する等関係機関と連携して啓発に努めます。

2 事業所への啓発推進

【現状と課題】

病気にかかっている人等が、職場において安心して働けるよう医療や福祉等の関係機関や地域社会と連帯し、病気に対する無理解による人権侵害が発生しないよう、きめ細かな施策

を講じる必要があります。

【基本方針】

事業所の社会的責任において、病気にかかっている人等が安心して働ける職場の環境整備の充実に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 事業所に対して、働く意欲のある病気にかかっている人等の雇用の促進と就労条件についての理解を求め、生きがいのある働きやすい職場の環境づくりに努めます。
2. 病気に対する偏見や差別を受けないよう、プライバシーに配慮しながら、人権啓発推進員を中心に関係機関と連携して、働きやすい職場環境整備に向けて研修及び啓発に努めます。

第4節 社会福祉の増進

1 地域福祉の充実

【現状と課題】

病気になると、様々な不安や心配事が生じて、悩まされることが少なくありません。例えば、退院した後や、将来の生活に関する不安、生活費や医療費の心配、家庭や学校、職場での悩み等があります。これらの悩みを一人で抱えてしまっている人や、なかには病気であることを周囲に隠して生きている人も少なくありません。

このような悩みを抱えている人に対する、相談や支援体制の充実が必要です。また、同じ病気にかかっている人等が交流し、それぞれが抱える悩みを話し合う機会の提供も必要です。

【基本方針】

病気にかかっている人等は、経済的負担のみならず肉体的、精神的にさまざまな負担を負います。この負担を軽減するための、相談、支援体制の充実に努めます。また、同じ病気にかかっている人等が交流できる機会の提供に努めます。

【施策の方向と内容】

1. 病気にかかっている人等への相談や支援にあたっては、医療機関等で適切な支援や相談が受けられるよう、患者の病歴や病状等のプライバシーの保護を徹底します。
2. 地域生活の中で、同じ病気にかかっている人等と話す機会を提供し、抱えている悩みの解消に努めます。
3. 相談、支援窓口の存在、内容についての情報提供に努めるとともに、医療機関等においても相談体制が一層充実するように働きかけます。

※ハンセン病……明治6年にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気。

※HIV感染者／エイズ……HIV（ヒト免疫不全ウイルス、Human Immunodeficiency Virus）感染者は、HIVの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズに特徴的

な指標疾患でありカリニ肺炎や腫瘍等を発症していない状態の人。エイズとはHIVに感染し、生体の免疫機能が破壊され、さまざまな感染症を起こしやすくなる疾患で、正確には「後天性免疫不全症候群」という。

※SARS（重症急性呼吸器症候群）……SARS（Severe Acute Respiratory Syndrome）コロナウイルスを病原体とする感染症。SARS患者と接した医療関係者や同居の家族等、患者のせきを浴びたり、痰や体液等を直接触れる等の濃厚な接触をした場合に感染し、2～7日、最大10日間程度の潜伏期間を経て発症する。潜伏期あるいは無症状期における他への感染力はなく、あったとしても極めて弱い。また、SARSコロナウイルスは、アルコールや漂白剤等の消毒で死滅し、現在のところ患者が触れた物品を通じて人に感染する危険は小さいと考えられている。

※インフォームドコンセント……患者等に病状や治療目的等を説明し、同意を得た上で治療することや、医学的処置や治療に先立って、それを承諾し選択するのに必要な情報を医師から受ける権利。

※セカンドオピニオン……患者本人の医療情報を得る過程で診断を受けた医師と異なった医師の意見を求めること。セカンドオピニオンは、医療先進諸国では定着し、患者の医療処置の方針への参加の積極的な表現として「インフォームド・チョイス（情報を十分に得た上での選択）」という用語も一般化している。

第8章 性的マイノリティの人権保障の実現

第1節 人権擁護の確立

1 人権侵害の救済と擁護

【現状と課題】

(1) 性同一性障がいについて

性同一性障がいとは、生物学的な性（身体の性）と性自認（心の性）が一致しない性の同一性を欠いた状態を言います。この障がいのある人々は、自分の体の性への強い嫌悪感に苦しむとともに、社会の無理解と環境の未整備に悩まされてきました。

従前の法制では、家庭裁判所へ申し立てることによって、自認した性に見合った名前への変更が認められてきましたが、性別自体の訂正は認められていませんでした。しかし、平成16年7月、「性同一性障害者の取扱いの特例に関する法律（以下、「性同一性障害者特例法」という。）」が施行されたことにより、性的適合手術（いわゆる性転換手術）を終えた当事者については、戸籍上の性別変更が可能となりました。しかし、他の要件となっている「現に子がないこと」などの戸籍変更要件について妥当性が議論され、平成20年の改正により、「現に未成年の子がないこと」と緩和されました。

(2) 同性愛者など性的指向について

性的指向とは、性的意識や恋愛感情が同性、異性あるいは両性に向くのかという、人間の性に関わる意識や感覚であり、人によって同じではありません。異性愛でない場合は「性的異常」として誤って受け止められていた時代もありましたが、今日では性的指向の一つとして受け入れられるべきものと考えられています。

【基本方針】

性的マイノリティ※、またはその家族に対する相談、支援体制の整備や、医療機関等の情報提供を進めていきます。

また、性的マイノリティへの偏見と差別をなくするための取り組みとして、公文書中の性別記載欄も要・不要の調査、検討を行い、不要なものについては見直しを行います。

【施策の方向と内容】

1. 保健師による、性的マイノリティに対するメンタルケア※に、電話や面談できる体制を整えます。対応者の意識啓発のため、必要に応じ研修を実施するとともに、相談の内容に応じて関係機関と連携を図ります。
2. 性的マイノリティに対し、医療等の的確な情報提供に努めます。
3. 公的文書の性別記載欄について、見直しを行ってきたところですが、さらに unnecessary 事例がないか調査し改善に努めます。また、職員に対しては、性別記載欄の見直し事務に向け、性同一性障がいへの正しい理解と認識を深めるとともに人権意識の高揚を図るため、職員研修を実施します。

第2節 教育・啓発の推進

1 啓発組織の整備・充実

【現状と課題】

統計結果によるとクラスの1～2人は同性愛者か性同一障がい、いずれかの性的マイノ

リティであることが明らかになっています。生まれた時の性別である「体の性」と自分が自覚している「心の性」とが一致しないことに悩み、学校生活において男女の区別があるたびに苦痛を感じています。

当事者である子どもたちは、不安や戸惑いを解消したり、自らの悩みを多様なあり方の一つとして肯定される環境を望んでいます。また、平成28年に実施した町人権意識調査においても16～19歳以下の子どもたちが抱える人権問題として性的マイノリティが挙げられていることから、学校における教育と子どもたちへの支援が急がれます。

【基本方針】

性的マイノリティの子どもが異端視、否定、嫌悪される存在として学校生活を送るのではなく、LGBT※を多様なあり方の一つとして捉えて生活できるような環境づくりが必要です。

多様な性に目をむけ、その上でその多様な性を受容し、誰もが生きやすい社会を目指すため、早いうちから正しい知識、理解を提供していくよう努めます。

【施策の方向と内容】

1. 性的マイノリティについての正しい理解を、適切な時期や方法で学習することを通し、多様な性のあり方を学び自分自身をかけがえのない大切な存在であることに気づき、それぞれの人権を尊重する教育につなげていきます。
2. 教職員が、性同一性障がいの子どもに対するメンタルケアに対応する体制を整えます。ただし、性同一性障がいを診断できるのは専門医だけであり、勝手に判断しないよう教職員にも注意が必要です。また、必要に応じて精神科医等を講師とした研修会を実施します。

2 社会教育における取り組みの推進

【現状と課題】

近年、性同一性障がい者に対する社会的な関心は高まりつつありますが、まだまだ正しい理解や認識が深まっているとはいえません。正しい理解や認識を深める教育を通し、性的マイノリティが生活しやすい社会づくりが必要です。

【基本方針】

「性同一性障害者特例法」の制定は、改正が必要な要件等あるものの、性同一性障がい者等性的マイノリティに対する社会の認識を変えるスタートです。また、基本的人権尊重の立場から、正しく理解されるよう啓発に努めます。

【施策の方向と内容】

性的マイノリティについて、人々に対する理解と認識を深め、学習機会の設定、啓発活動、情報の提供に努めます。

第3節 就労・雇用の促進

1 事業所への啓発推進

【現状と課題】

性同一性障がい者は、公的書類が必要なために正規採用されない場合もあります。また、職員になった後も性同一性障がい者であることを理由に差別を受けたり、外観が変わってしまっているため、能力的には問題ないのに、不当に解雇されることも珍しくありません。

事業主の性的マイノリティに対する理解と認識を図るため、啓発、指導が必要です。

【基本方針】

公正な採用選考システムの確立と、性的マイノリティが安心して働ける職場の環境整備に努めます。

【施策の方向と内容】

各事業所における、職業選択の自由を確保するための公正な採用選考システムの確立を図るため、事業主の性的マイノリティに対する正しい理解と認識を深める研修の開催に努めます。

※性的マイノリティ……性的指向や性自認について違和感を覚える人のこと。マイノリティは少数派を意味します。

※メンタルケア……心の病気等にかかる聞き取りや治療のことをいう。

※LGBT……性的指向（同性、両性）と性同一性障がいの総称。その他にも性のあり方は様々あります。

第9章 インターネットによる人権問題の解決の実現**第1節 人権擁護の確立****1 個人情報の保護****【現状と課題】**

インターネットをはじめとする急速な情報技術の発展は、情報端末の小型・軽量化に成功しただけではなく、娯楽、金融、購買、通信、コミュニケーションなど多岐にわたる利点をもたらしています。しかし、使用する私たちがその機能を熟知しているとは限りません。目先の便利さや流行、聞きなれない言葉などに扇動されて危険性を見逃している状況にあります。あらゆる機能が集中することは、一方で様々な個人情報が多方面に流出する可能性を伴っています。安易なインターネット利用がもたらす危険性について個人情報保護の観点から学ぶ必要があります。

【基本方針】

安易な情報技術の利用には、あらゆる個人情報流出の可能性が潜んでいることを認識するとともに正しい利用方法の啓発および被害を最小限に食い止める相談窓口の設置について啓発します。

【施策の方向と内容】

インターネットに代表される情報技術の急速な発達、コンパクトで多機能な情報端末を身近なものとしてきた反面、その閉鎖性や匿名性から無秩序な発言を生み出し、蔓延させる危険性を伴っています。また、インターネットを利用した詐欺行為も複雑化、高度化しており、無差別な攻撃性、個人情報流出の危険性とともに犯罪行為の温床となる可能性も含んでいます。様々なトラブルや対処法などについて啓発、周知に努めます。

第2節 教育・啓発の推進**1 啓発組織の整備・充実****【現状と課題】**

児童・生徒の情報端末利用は、保護者が所持するものが使われる傾向があります。閉鎖性、匿名性、文字だけの未熟な対人関係などがもたらす人権侵害の危険性、さらには架空請求などの犯罪性を保護者自身が正しく理解し、伝える必要があります。

【基本方針】

P T A事業、青少年育成事業等と連携し情報端末の長所を含め、危険性について啓発します。またインターネット利用についても情報端末と同様、正しい利用について周知します。

【施策の方向と内容】

情報端末は、インターネットバンキング※やショッピングなど多くの長所を持つ一方、架空請求や文字のみによる未熟なコミュニケーションにより、新たな問題を引き起こしています。長所を十分に理解した上で危険性を熟知する必要があるとともに、子どもに一方的に端末を持たせる状況もあることから、保護者の危機管理能力についても啓発が必要です。

※インターネットバンキング……インターネットを利用して銀行口座から入出金、決済などを行うこと。

第10章 身近な差別や新たな人権問題等の解決の実現

第1節 教育・啓発の推進

1 様々な人権問題の啓発

【現状と課題】

わたしたちのまわりには、前述の9つの人権問題のほかにも、「アイヌの人々」「刑を終えて出所した人」「犯罪被害者やその家族」「非正規雇用等による生活困難者」等に対する様々な人権問題が存在します。

(1) 非正規雇用等による生活困難者の人権

昨今の経済情勢の下では、離職によって収入が得られない、住宅を失う、働いても最低限度（生活保護水準）の生活を営む所得すら得られない（いわゆるワーキングプア）といった様々な生活困難に直面する人が増加しています。このような生活困難に直面している人々に対する生活保障及び自立支援など、雇用施策と福祉施策が連携して、自立を維持できるよう支援していく必要があります。

(2) 個人のプライバシー保護の実現

情報化社会の進展に伴い、個人情報保護の機運がさらに高まっています。本町においても、個人情報保護条例が定められていますが、情報保護の重要性や情報流出の危険性を再認識し、情報における人権という新たな課題に対して、迅速に対応していく必要があります。

(3) 職場における人権問題

職場におけるいじめや、パワーハラスメント※（パワハラ）、マタニティハラスメント※（マタハラ）等の各種ハラスメント行為は、労働者の人格や尊厳を傷つける人権侵害ですが、当事者である労使がその問題性や重要性を認識していないことも少なくありません。

(4) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、まだまだ根強い偏見や差別意識があります。就職や入居に関しての差別や、本人の努力にも関わらず、悪意のある噂や地域社会などからの拒否的な感情など、更生意欲がそがれてしまうことを招くなど、社会復帰を目指す人たちにとって極めて厳しい状況にあります。真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営めるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、偏見や差別意識を解消し、社会復帰するための啓発活動を積極的に行っていく必要があります。

(5) 犯罪被害者等の人権

近年、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者に対する配慮と保護を図るための諸施策を講じることが課題となっています。犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成16年に犯罪被害者等基本法が制定されるとともに、翌年には被害者のための施策を総合的かつ計画的に推進するための施策を盛り込んだ犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、平成20年には犯罪被害給付制度が拡充

されました。制度改革だけではなく、犯罪被害者やその家族に対する無責任な中傷、興味本位での報道などが生ずることのないよう、周囲の人々の理解と社会的な理解が必要です。

(6) 東日本大震災等の災害に関する人権問題

災害に遭われた人々、避難者に対して放射線被ばくについての風評等による人権問題や、支援金等に対する誤解や偏見などがあります。被災者、避難者に対する差別やいじめの実態をふまえ、正しい理解がはかれるよう、教育・啓発が必要です。

(7) 拉致被害者等の人権

拉致被害者と認定されながら、解決に向けた進展は見られず被害者家族も高齢化しています。早期解決を実現させるため、町民の関心と認識を深めるため、県、関係機関の取り組みに対し、啓発活動や講演会等の活動を推進していくことが必要です。

(8) 社会的参加が困難なひきこもり状態の人に関する人権問題

ひきこもり状態は様々な要因が複合的に絡み合って生じるとされています。ひきこもり状態の人への支援とその理解を深めるため、啓発を推進していくことが必要です。

(9) アイヌの人々の人権

アイヌの人々が憲法の下で平等を保障された国民として、その権利が擁護されなければならないのは当然です。しかし、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、学校や就職、結婚などで差別や偏見が依然として存在します。

(10) ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）は年齢や性別、障がいの有無によらず、はじめからすべての人にとってできるかぎり利用可能になるように、環境・情報・サービスを設計することです。

町内では、学校教育における児童生徒を対象とした出前授業や町人推協の部会員研修等を実施し、県の啓発事業を利用して啓発に取り組んでいます。平成28年7月に実施した町人権意識調査ではUDについて「言葉は聞いたことがあるが、内容、意味についてよく知らない」「まったく知らない」を合わせると、68.9%の人がよく知らないと回答しています。

すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会が築かれるよう、町民へUDの考え方、大切さを学ぶ機会を提供していくことが必要です。

このほかにも世界には、「難民と移民」、「児童労働」、「人身売買」、「民族問題」などのさまざまな人権問題があります。また、「地域紛争」などによって多くの人権問題があることが確認されています。さらに、環境破壊という人類の安全を脅かす問題もあります。

私たちの社会には、実に多様な人々が存在し、共に暮らしています。性別、年齢、障がいの有無、国籍、宗教、民族など、それぞれが違う価値観や考えを持っていますが、今後の社会の変化により、新たな人権課題が表面化してくることが考えられます。しかしながら、私たち一人一人が、共に社会を構成する一員として、あらゆる人の人権に関心を持ち配慮して

いく必要があります。

平成28年7月に実施した町人権意識調査で、自分自身の人権について「守られている」は42.8%（前回38.9%）、「そうは思わない」は12.1%（前回17.1%）という回答結果でした。人権については、人により様々な受け取り方があり、社会の進展に伴い、人権として認められる範囲も広がってきています。一般的に、人権教育や人権問題に関わるほど、人権について考える機会も増え、人権に対する意識が高まると言われています。人権とは、自分の社会生活を支えている権利であると捉えられるように、地域や家庭、職場、学校など日常生活の様々な場面において理解を深め、お互いの人権を尊重する意識を身につけていくことが大切です。

私たち一人一人が人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚し、住民が主体的に取り組むことができる学習機会の設定、推進体制の確立、推進者の確保と指導力の向上に努めるとともに社会情勢の変化に伴う新たな人権問題や、人権をめぐる変化に的確に対応していかなければなりません。

【基本方針】

諸問題に対する情報提供を行い、啓発活動に努めます。また、身近に存在する差別問題の解決に向け、相談体制の充実と広報に努めます。

【施策の方向と内容】

一つ一つの問題に対する正しい理解を目指して、身近な人々を対象とした学習機会を設定します。また関係課、関係機関と連携し、共通の問題として参加者相互が学習し、お互いの個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を形成していくという観点で、自分たちの日常生活を振り返り、無意識のうちに他者を疎外したりしていないか確認する場とします。また、行政職員の個人情報と基本的人権の関わりについての認識を深めるための研修に努め、それぞれの業務に関わる町民の個人情報の保護に努め、適正な対応ができるよう指導力の向上に努めます。

※パワーハラスメント……職場内の人間関係において発生するいじめや嫌がらせ。

※マタニティハラスメント……職場などでの妊娠、出産に関する嫌がらせ。

資 料 編

諮問書

諮 問

湯梨浜町あらゆる差別をなくする審議会

会長 中本 曙美 様

湯梨浜町では、町民一丸となって人権尊重のまちづくりに取り組み、一日も早い部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消と明るく住みよい町づくりを推進してきました。しかし、今日の社会情勢、各種制度、住民意識の変化及び新たに認識の高まった人権問題への対応が必要になっています。

そこで、平成２９年度から３８年度までの基本構想および平成２９年度から３３年度までを基本計画とする、湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画（第２次改訂）を策定し、湯梨浜町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例第１条の目的を達成するため、湯梨浜町あらゆる差別をなくする審議会条例第２条により下記事項を諮問します。

平成２９年１月２６日

湯梨浜町長 宮脇 正道

記

湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画（第２次改訂）及び
湯梨浜町あらゆる差別をなくする実施計画（第２次改訂）について

答申書

答 申

湯梨浜町長 宮脇 正道 様

平成２９年１月２６日に諮問のあった湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画（第２次改訂）及び湯梨浜町あらゆる差別をなくする実施計画（第２次改訂）について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり計画書としてまとめましたので、ここに答申いたします。

本計画の実施にあたっては、町民一人一人の人権が保障され、人権尊重のまちづくりが展開されるとともに、本町が目指す「みんなが主役 笑顔あふれる 湯梨浜町」の実現に向け、次の事項について配慮され、本計画の着実な実践と推進が図られるよう強く要望します。

記

- １．本計画策定の趣旨及び内容について、町民への周知を十分に図るとともに、町民、地域、学校、行政が果たす役割を明確にし、互いに連携しながら全町挙げて本計画の推進に努められたい。
- ２．本計画の着実な実践と推進にあたっては、その留意事項を念頭に置き、積極的な推進に努められたい。

平成２９年３月１３日

湯梨浜町あらゆる差別をなくする審議会

会長 中本 曙美

湯梨浜町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

平成16年10月1日

条 例 第 1 2 8 号

(目的)

第1条 この条例は、現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳がおかされていることにかんがみ、法の下に平等を定め、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、すべての町民に基本的人権を保障し、根本的かつ速やかに差別をなくし、町民一人ひとりの参加により、差別のない住みよい湯梨浜町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重しあい、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(町の施策等)

第4条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を総合的に策定し、その推進に努めるものとする。

(人権啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発推進団体等と連携を図り、啓発事業の充実に努め、差別を許さない人権擁護の社会的環境の醸成に努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第6条 町は、前2条の施策の策定及び推進のため、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策を推進するため、国、県及び関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議するため、必要な審議会を置くことができる。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

湯梨浜町あらゆる差別をなくする審議会条例

平成16年10月1日

条 例 第 1 2 9 号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、湯梨浜町あらゆる差別をなくする審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための必要事項について、調査し、及び審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 民間団体の代表者

(3) 公募による者

(4) 町の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が任命されたときの要件を失ったときは、委員を辞したものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、町の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて、会務を処理する。

(事務)

第8条 審議会の事務は、湯梨浜町役場において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

計画策定関係者

湯梨浜町あらゆる差別をなくする審議会委員

	氏 名（敬称略）	備 考
会 長	中 本 曙 美	湯梨浜町人権教育推進協議会代表
副会長	千 熊 一 郎	人権擁護委員代表
委 員	伊 藤 敏 雄	湯梨浜町商工会代表
委 員	藤 原 彰 二	小・中学校代表
委 員	木 天 留 美 子	こども園・保育園代表
委 員	森 下 英 樹	部落解放同盟代表
委 員	山 田 一 男	湯梨浜町社会福祉協議会代表
委 員	井 土 美 智 子	湯梨浜町女性団体連絡協議会代表
委 員	浜 田 征 次 郎	湯梨浜町高齢者クラブ連合会代表
委 員	松 原 厚 子	湯梨浜町民生児童委員代表
委 員	針 本 新 一	湯梨浜町身体障害者福祉協会代表
委 員	村 口 均	学識経験者(浜地区代表)
委 員	アベ山田マリアルイサ	学識経験者
委 員	仙 賀 芳 友	湯梨浜町副町長
委 員	土 海 孝 治	湯梨浜町教育長

発行：平成29年3月

湯梨浜町教育委員会事務局 生涯学習・人権推進課
〒682-0723

鳥取県東伯郡湯梨浜町久留19番地1

T E L 0858-35-5369

F A X 0858-35-5387

E-mail yshogai@yurihama.jp